○福井委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

国のほうでは今日また新しい総理が誕生するというような話になっておりまして、非常にこれから国のほうがどのように体制も変わり、政策を変えていくのかというのが我々、 島根県を担う者にとっても気になるところでございます。

そのことは置いといて、本日は10月1日ということでございます。今年の夏も大変暑い夏でございましたけれども、そろそろその疲れが我々も執行部の皆さんも出てくるところではないかと思っております。体に気をつけて、お互いに頑張っていければというふうに思っております。

それでは、本日の委員会は、お手元の次第のとおり進めてまいりたいと思います。

なお、本日中に終了しない場合は、明日引き続き未了分を行いますので、御承知ください。できるだけ迅速にかつ丁寧に進めていきたいと思っております。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは着座にて進めてまいります。

それでは、政策企画局所管事項について審査を行います。

はじめに、政策企画局長の挨拶を受けます。

井手政策企画局長。

○井手政策企画局長

おはようございます。福井委員長、吉野副委員長をはじめ、委員の皆様方には、政策企 画局の業務の運営につきまして日頃より御指導と御助言いただいております。誠にありが とうございます。

政策企画局におきましては、第2期島根創生計画の策定を進めておるところでございまして、8月に素案をお示しをし、それ以降、県内3か所での地域広聴会などによりまして県民の皆様の御意見をお伺いし、また、その上で本定例会におきましても質問戦を通じまして議員の皆様から御意見を頂戴しているところでございます。今後、引き続き議員の皆様からの御意見をお伺いをし、よく考えた上で計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

また、私から1点報告をさせていただきます。このたび石見・隠岐地域振興を担当します島根県顧問の松尾秀孝氏が9月30日の任期満了をもちまして退任をし、本日、後任として前副知事の松尾紳次氏が着任をしております。委嘱期間は、本日より令和8年9月30日までの2か年となってございます。よろしくお願いをいたします。

本日は、予算案1件ほか、2件の御審議をいただくことになっております。皆様方にお かれましては今後とも御指導、御助言のほどよろしくお願い申し上げます。

○福井委員長

ありがとうございました。

次に、女性活躍推進統括監の挨拶を受けます。

周藤女性活躍推進統括監。

○周藤女性活躍推進統括監

皆様、おはようございます。福井委員長、吉野副委員長をはじめ、委員の皆様には、日頃より女性活躍、男女共同参画の推進に関しまして御理解と御支援を賜り、お礼を申し上

げます。

今定例会では子育で・介護と仕事の両立支援について御質問をいただいておりますが、さきの国会で改正育児・介護休業法、改正子ども・子育で支援法等が成立し、今後、子育でにつきましては、柔軟な働き方を措置すべき子の年齢の拡大や、育児休業給付金の拡充、育児時短就業給付の創設などが行われることとなっております。また、介護につきましても、企業には従業員に対して仕事と介護の両立支援制度について周知することや、個別の従業員の意向確認を行う義務が生じることとなっております。県としましては、誰もが希望に応じて子育でや介護などの家庭と仕事を両立しやすいよう経営者の皆様に理解を深めていただくことや、制度改正の情報提供等の支援を引き続き行いまして、働き続けやすい職場環境づくりを進めてまいります。委員の皆様には引き続き御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○福井委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された政策企画局に係る議案は、一般事件案1件、予算案1件です。 はじめに、一般事件案の審査を行います。

承認第6号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

飯塚政策企画監。

○飯塚政策企画監(総務・政策)

それでは、資料の1ページをお願いいたします。承認第6号議案、令和6年7月30日付で知事専決処分を行いました令和6年度一般会計補正予算(第3号)についてでございます。項目は、補正額の欄、広聴広報課の1、政策に関する情報提供事業費196万1,000円です。概要欄を御覧いただきまして、7月9日からの大雨による被害に対する支援制度や相談窓口を周知するために県民向けに新聞による広報を行うものでございまして、8月7日及び8月15日に実施したところでございます。

承認第6号議案についての説明は以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。ございませんね。

[「なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。承認第6号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第6号議案のうち関係分については、原案のとお り承認すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第103号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。 飯塚政策企画監。

○飯塚政策企画監 (総務・政策)

それでは、2ページをお願いいたします。第103号議案、令和6年度一般会計補正予算(第4号)について御説明をいたします。このたびの補正予算につきましては、全ての所属におきまして、職員給与費について本年度の職員数、年齢構成を基に現員、現給により補正を行うものでございます。一番下の行の補正額の欄に記載しておりますように、年齢構成によりまして、政策企画局全体で職員給与費につきまして、1,825万8,00円の増額をお願いするものでございます。職員給与費以外も含めました政策企画局全体の補正後の予算額は、下から3行目の計の列のとおり、19億8,013万6,000円となります。

私からの説明は以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたけども、質疑等はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第103号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表1ページに載せております、新規に受理しました請願第14号、本年7月10日、 永田町の星陵会館で「第三回慰安婦問題を巡る国際シンポジウム2024」が開催されま した。ハーバード大学のラムザイアー教授をはじめ、韓国からは李栄薫氏、金柄憲氏ほか、 日本からは西岡力氏、福井義高氏など多くの識者が参加されました。当日のプログラムと 講演内容の概略を記した資料から見えてくる「慰安婦問題における論争」は、新たな段階 に入ってきたことを充分に理解させるものでした。資料には河野談話について「重大な欠 陥がある」との指摘がされているだけです。河野談話は強制連行説も性奴隷説も認めたも のでなく、単なる政治的妥協の産物です。島根県議会の慰安婦問題の議論は、河野談話を 唯一の拠所とする「強制連行説・性奴隷説」の領域に囚われ、本質的な議論に向き合おう ともしない、頑迷固陋というべきものであり、無責任であると指摘も指摘できるものです。 令和3年3月9日の総務委員会では次のような発言がありました。(詳細は本文中に記し ています)「河野談話の、旧日本軍のもんが、いわゆる従軍慰安婦という施設の設置に関 与したことは否定できないと」このような根拠の乏しい論理性で、平成25年6月26日 付で採択され"日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願"とこれを基にして政 府に出された意見書を、再検証をすることもなく「性奴隷制」を認め続けることは我が国 の安全保障を脅かすことにもなるのです。撤回もしくは無効とされる決議を求めます。に ついてです。

この請願を巡る状況等について、執行部から説明してください。飯塚政策企画監。

○飯塚政策企画監 (総務・政策)

今回新たに受理された請願は、これまでの県議会において受理されました慰安婦問題の 請願と同趣旨のものでございまして、巡る情勢につきましては6月議会までにおいて説明 した内容から特段の変更はございません。以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、御意見等はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、私の見解を申し上げます。御存じのとおり、一連の慰安婦を巡る問題については、令和5年9月定例会において、政府のほうで改めて見解を示していただくことが適当であるとし、国に新たな意見書を提出するなど、県議会としての考え方について一定の整理を行ったところであり、現時点においてこの考え方を変更する状況にはないと考えます。

ついては、本請願は採択としない、不採択とすべきものと考えますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、御異議ございませんので、そのように決定いたしました。

以上で請願の審査を終了いたします。

この際、政策企画局全般に関し、委員の皆様から何かあればお願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上で政策企画局所管事項の審査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

〔執行部入替え〕

○福井委員長

それでは、これより総務部所管事項について審査及び調査を行います。

なお、本日は、条例案審査のため、松尾環境政策課管理監にも出席いただいております。 はじめに、総務部長の挨拶を受けます。

籏野総務部長。

○籏野総務部長

おはようございます。福井委員長、吉野副委員長をはじめまして、総務委員会の委員の 皆様方におかれましては、日頃から総務部所管事項につきまして御指導、御協力いただき ましてありがとうございます。

今回提案しています9月補正予算におきましては、7月の大雨で大きな被害を受けました日御碕地区の観光需要の回復に向けた対策のほか、被災した河川、道路、漁港などの復旧工事につきまして当初予算で計上しています予算を活用した上で追加の対策をすることにより、一日も早い復旧を目指しているところでございます。

本日は、今定例会に提出させていただきました議案のうち、総務部が所管いたします条

例案1件、一般事件案2件、予算案3件について御説明いたしたいと考えております。

また、報告事項といたしまして3つございまして、1つ目が公立大学法人島根県立大学の令和5年度に係る業務の実績に関する評価結果につきまして、それから、2番目が障がい者雇用の状況について、そして、3つ目が元知事公舎に係る状況について報告をしたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。これらの事項につきまして御審議をよろしくお願いいたします。

○福井委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された総務部に係る議案は、条例案1件、一般事件案2件、予算案3件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第120号議案について、執行部から説明してください。

畑税務課長。

○畑税務課長

第120号議案、島根県産業廃棄物減量税条例について説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。島根県では、平成16年度に産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による減量、その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため産業廃棄物減量税条例を創設し、以降、5年ごとに条例を制定しております。現行条例の課税期間が今年度末をもって終了することから、新たに5年間の税条例を設けることとし、その必要な事項を定めるものでございます。

なお、6月議会の当委員会で御報告させていただきましたが、4ページに島根県環境審議会の答申の要旨をつけております。この産業廃棄物減量税の在り方について島根県環境審議会におきまして審議が行われ、今後も産業廃棄物の発生抑制や減量化等を進める必要があることから、結論としまして、現行の税制度を基本として、さらに5年間の継続が適当との答申を6月13日にいただいております。

1ページのほうに戻っていただきまして、今回の条例の概要につきましては、2のところに表形式で記載しておりますけども、税の仕組みや税率等を現行条例と同様の内容としております。課税標準は県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量、税率は1トンにつき1,000円で、変更はございません。税収の管理につきましては、産業廃棄物減量促進基金に積立てしまして、事業実施に当たってはこの基金から支出する仕組みとなっております。使途につきましては、産業廃棄物の適正処理の推進等に充てることとしておりますけども、具体的には事業者の再資源化等への支援や不法投棄防止対策、公共関与最終処分場の確保、3Rの普及と環境教育の推進を考えております。適用期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

次に、施行期日につきましては、令和7年4月1日を予定しておりますが、地方税法の規定によりまして、総務大臣の同意を得る必要があるため、条例上では総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲で規則で定める日とし、施行日を規則に委ねる形としております。税収の規模は、5年間で14億9,700万円を見込んでおります。

次に、6ページのほうをお願いいたします。地方税法の規定に基づき、特定納税義務者

である中国電力株式会社より議会に対し産業廃棄物減量税の新設に関する意見書が提出されております。この意見書の要旨と県の考え方につきまして、資料の2ページで整理しておりますので、2ページのほうを御覧ください。

今回、中国電力から出されている意見は2点ございます。1点目は、自社処分場で石炭灰を処分することに対して課税免除等の税の軽減措置を求めるというものでございます。理由としましては、4つありまして、自らが最終処分場を設置・保有し、自社処分することで応分の社会的責任を果たしているということや石炭灰を有効利用していること、また、他県におきましては税の軽減措置を受けているところがあることや、三隅火力発電所2号機の運転開始に伴い、税負担が大きくなることが理由として挙げられております。

この意見に対する県の考え方としましては、この税の導入目的の一つが、税負担の発生という動機づけにより産業廃棄物の発生抑制を促進することであることや、産業廃棄物が環境に与える負荷は自社処分と委託処分で異なるものではないことから、自社処分を委託処分と同様に課税すべきであると考えております。

また、石炭灰につきましては、埋め立てた土地を長時間かけて自然の土地に戻していく プロセスの中で、自然環境に負荷を与えるという点からいえば、石炭灰も他の産業廃棄物 も違わないというふうに考えております。

次に、3ページのほうをお願いいたします。2行目以降のところになりますけれども、結論としまして、税の目的に照らせば、自社処分することで応分の社会的責任を果たしていることや、あるいは指定副産物である石炭灰の有効利用であることを理由として税の軽減を行うことは、発生抑制及び現状化への動機づけを低減させることから、適当ではないと考えております。ただし、環境審議会の答申にありますけども、自社処分については、法律に基づく適正処理を通じて社会的責任を担っている点に鑑みまして、税制度の面からではなく、税収の使途の面から何らかの配慮を行うことが必要であると考えております。

続きまして、2点目の意見、税収の使途に関してですが、リサイクル製品の積極的活用とリサイクル施設整備のための補助制度の充実の検討を求めるものでございます。この意見に対する県の考え方としましては、環境審議会の答申を踏まえ、先ほどの自社処分について、税制度の面からではなく、使途の面から配慮が必要と申し上げましたが、中国電力をはじめ、排出事業者、あるいは中間処理業者など納税義務者からの意見を聞きながら、再資源化等を促進するための事業者支援について検討していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。 角委員。

○角委員

この税を引き続きしていくということについては異議はありませんけれども、ただ、ここの中国電力からの意見書の中で、先ほど説明があったように、再資源化などについて努力もしておられます。そういうところで、県の考え方としても再資源化を促進するための事業者支援について検討していくとあるわけですけども、例えば、今、中海のくぼ地埋立てにこの中国電力のHiビーズというリサイクル製品が使われています。ただ、この事業に関しては、今は試験事業みたいな形で行われているわけですけれども、国土交通省など

ではこのHiビーズで浅場造成などもする事業をしていることなどからも見ても、やっぱりそういうくぼ地埋立てに利用されることについての何らかの支援があってもいいんではないかという、この事業をやっている自然再生センターからも声が出てると思ってますけども、このことについては中海会議でも認識しておられると思うんで、ぜひこの再資源化を促進するための事業者支援について積極的に検討を進めて、中海の環境改善につながることですので、ぜひ取り組んでいただきたいという意見を添えて、このことには賛成いたしたいと思います。

○福井委員長

答弁はよろしいですか。角委員。

○角委員

今日、環境政策の方が来ているので、その方に御意見を伺えればと思います。

○福井委員長

松尾環境政策課管理監。

○松尾環境政策課管理監

先ほどおっしゃいました今の石炭灰のHiビーズの利用についてでございますけども、おっしゃいますように、中国電力のほうでそうした取組、試験的に国土交通省等が鋭意取り組まれているものに同様に取り組み、一緒に取り組まれておるわけですけども、そうした再生利用の取組のほうはもちろんそうしたところ、既存のメニューで支援が可能なのか、あるいは新たなメニューを設けるか、そういったところについては今後引き続き検討してまいりたいと思いますので、御意見、ぜひ参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○福井委員長

角委員。

○角委員

ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。そういうこと がリサイクルへの積極的な取組につながっていくと思いますので、よろしくお願いします。

○福井委員長

ほかにございますか。

内藤委員。

○内藤委員

ちょっとお尋ねですけれども、この納税義務者が、大体島根県に何社ぐらい対応する業 者がいらっしゃるわけですか。

○福井委員長

畑税務課長。

○畑税務課長

県税のほうで把握しているのが特別徴収義務者、最終処分場の業者でございますけども、これが13事業者、あと、自社処分場のみの業者が16事業者ということで、計29事業者というふうに把握しております。

○福井委員長

内藤委員。

○内藤委員

とりわけ中国電力さんからの要望なり御意見なりが出てるわけですけども、恐らく中国 電力さんに限らず、中小零細、零細まではいらっしゃらないかもしれませんけども、中小 の事業者の方がいらっしゃると思うんですね。そういう中小の事業者がこの問題に対して どういうふうに捉まえているのか、分かる範囲内で教えていただけますか。

○福井委員長

どなたが答弁されますか。

松尾環境政策課管理監。

○松尾環境政策課管理監

先ほどおっしゃいました中小企業の認識の部分ですけれども、アンケート等を実施しておる中では、かなり認知はされてきているという状況ではありますけれども、ただ、事業の細かいメニューの内容について十分周知されてないというような意見が出ておりますので、そういった部分につきましては、引き続き広く周知が図れるように取組をしてまいりたいと考えております。

○福井委員長

内藤委員。

○内藤委員

確かに、これからの環境に負荷を与える廃棄物等については、そういう面での税ってい うのはやむを得ないと思うんですけども、それを、いかに廃棄されたものをリサイクルし ていく場合に対しても様々な支援というものがあってもいいのかなというふうに思ってお りますので、そこら辺は県のほうもしっかり税を取る代わりに、一方でリサイクルをして いく場合のその技術支援であるとか、あるいは開発していく場合の支援であるとか、そう いうことは検討していったほうがいいかなというふうに思っておりますので、よろしくお 願いいたします。以上です。

○福井委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第120号議案について、原案のとおり可決すべきものとすること に御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第120号議案については、原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

松尾環境政策課管理監、どうぞここで御退席ください。ありがとうございました。

次に、一般事件案の審査を行います。

第125号議案及び承認第6号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。 なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

井上総務課私学・県立大学室長。

○井上総務課私学·県立大学室長

それでは、第125号議案、公立大学法人島根県立大学の中期目標についてです。資料のほうは10ページになります。

県立大学の次期、第4期の中期目標につきましては、昨年11月議会の中で案骨子を、今年の2月議会で素案を説明し、委員の皆様から御意見等をいただいたところです。いただきました御意見を踏まえまして目標案として取りまとめ、さきの6月議会の総務委員会で説明をさせていただきました。その際、委員の皆様からは特段の修正意見等はございませんでした。その後、地方独立行政法人法の規定に沿って県立大学と大学評価委員会の意見を伺いましたが、いずれも目標案について意見はございませんでした。従いまして、今議会では6月に説明しました目標案を議案として提出させていただいております。資料のほうには今回の中期目標のポイントを記載しておりますが、これまで詳しく説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

なお、今後の流れですが、今議会で仮に議決をいただきましたら、県から大学へ中期目標を指示、大学はこれを踏まえて実施計画である中期計画を策定するという流れになります。大学が策定する中期計画の案が整った段階で、委員の皆様にも大学と改めて意見交換をしていただく場を設けたいと考えております。その日程につきましては、11月議会の中の日にちでお願いしたいと考えておりますが、詳細につきましては福井委員長に御相談させていただきたいと思います。その後、大学は、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして中期計画を策定し、年度内のところで県として中期計画の認可をしたいと考えております。

私からは以上です。

○福井委員長

土江財政課長。

○土江財政課長

資料の11ページをお願いいたします。承認第6号として、大雨による被害への対策を講じるために7月30日に専決処分いたしました令和6年度一般会計補正予算の歳入について御説明いたします。表の下のとおり、補正額の合計は3, 794万円となっており、全額を繰越金で措置しております。

私からは以上でございます。

○福井委員長

以上、説明がありましたが、質疑等はございませんか。ございませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、採決を行います。

一般事件案2件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。 [「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、お諮りいたします。

第125号議案及び承認第6号議案のうち関係分について、原案のとおり可決、承認すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第125号議案及び承認第6号議案のうち関係分については、原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第103号議案のうち関係分、第104号議案及び第105号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

土江財政課長。

○土江財政課長

資料の12ページをお願いいたします。議案第103号、令和6年度一般会計補正予算 の歳入について御説明いたします。

本予算につきましては、大雨による被害対策のほか、早急に対応すべきものについて措置しており、表の下のとおり、補正額の合計は193億5,007万円余となっております。主な内訳としましては、12の減債基金等の繰入金を706円余、120繰越金を126円余、150県債を106円余、それぞれ増額しております。

私からは以上でございます。

○福井委員長

大下総務課長。

○大下総務課長

続いて、資料13ページをお願いします。歳出の関係となります。第103号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算(第4号)歳出のうち総務部関係分、第104号議案、令和6年度島根県公債管理特別会計補正予算(第1号)、105号議案、令和6年度島根県証紙特別会計補正予算(第1号)のうち総務部関係分について御説明いたします。一般会計の歳出のうち総務部関係分の補正額は、合計で138億3,000万円余の増額としております。下段、特別会計です。公債管理特別会計は、20億9,000万円余の増額、証紙特別会計につきましては額の補正はございません。

次に、14ページをお願いします。各会計の内訳を記載しております。一般会計につきましては、各課に人件費を計上しておりますが、7月1日現在の現員、現給により、一般職給与費の年間所要額を精査し、補正するものです。

このほか、総務課では、4の私立学校教育条件維持向上事業費については、この中の私立高校等生徒授業料減免事業補助金に関し個人住民税の定額減税に伴い、新たに非課税世帯となることにより授業料減免対象者の増加が見込まれることから、600万円余の増額補正を行うものです。5の私立学校就学支援事業費についても、同じく個人住民税の定額減税に伴い、奨学のための給付金支給対象者の増加が見込まれることから、2,900万円余の増額補正を行うものです。

続いて、財政課につきましては、2の元金償還金と3の利子償還金については、決算剰余金を活用した繰上償還を行うため、公債管理特別会計に繰り出しするものです。元金償還金で138億7,000万円余、利子償還金で1,200万円余の増額としております。次に、15ページをお願いします。公債管理特別会計につきまして、歳入の1の一般会

計繰入金は、先ほど御説明いたしました一般会計の元金償還金及び利子償還金として13 8億9,000万円余の増、2の借換債は、発行の中止により118億円余の減、歳出は、 繰上償還として元金償還金と利子償還金、合わせて20億9,000万円余の増額として おります。

証紙特別会計は、歳入歳出の総額の補正はございませんが、決算により繰越金の額が確 定しましたので、これに伴い、財源を更正するものです。

私からは以上です。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等ございませんか。 内藤委員。

○内藤委員

説明をいただいていたかもしれませんが、もう少し教えていただきたいんですけども、 この決算剰余金について、大体、毎年度25億円程度、財源不足といいながら、138億 円余の剰余金が出るっていう、その背景について、少し教えていただけますか。

○福井委員長

土江財政課長。

○土江財政課長

御質問いただきました、決算剰余金がなぜこれだけの金額が出るかについて御説明さし あげます。毎年策定しております財政見通しにつきましては、これまで繰上償還に使う決 算剰余金というのは50億円程度発生するということでつくってまいりました。これは、 いわゆる新型コロナがこうやって蔓延する前の決算剰余金の過去の平均を取って、その程 度であれば毎年決算剰余金が出るということを見込みまして財政見通しに織り込んでいる ところでございます。それが、実はここ3年、この決算剰余金が少し財政見通しの金額を 上振れしておりまして、この理由を大きく2つ御説明いたしますと、1つは、当初予算に 対しまして県税収入が決算として増額になっております。これは、例年、当初予算の税の 歳入につきましては、国が示します指示伸び率などを使って見込んでおりますが、これが 特に法人事業税を中心に、決算のほうで見込みを大きく上回ったということが一つ要因で ございます。もう一つ、歳出につきましては、昨年度までは新型コロナウイルス感染症対 策、それと昨今のエネルギー価格・物価高騰対策のために措置した予算額につきまして、 感染症等の拡大に再拡大に備えまして最終予算までこういった規模を維持したことで、い ろいろ国からの財源もございまして、その結果、例年より増して不用額という形で剰余金 が多く出ていると。我々としましては、この歳入歳出両面で決算剰余金がここ3年間、通 常よりも多く出ているというふうに考えております。以上でございます。

○福井委員長

内藤委員。

○内藤委員

コロナの関係による臨時創生交付金が大きく関わって、コロナの交付金を使って県事業を対応することができた、その関係で、普通のその事業が、大体、県の事業でやっていたものがコロナの臨時創生交付金で対応できたということが大きな理由だということで受け止めといてよろしいわけですか。

○福井委員長

十江財政課長。

○土江財政課長

我々としては、交付金以外にも、例えば普通交付税につきまして、国の税収などが上振れた関係で追加で再算定という形で追加交付がされておりまして、これにつきましては自由に一般財源としてそういった対策を講じることができるということになっております。 そういった面が我々としては多かったんではないかというふうに考えております。

○福井委員長

内藤委員。

○内藤委員

これは結果ですので、138億円余のお金が残ったいうことは悪いとは思いませんけど も、ほかに使いようがなかったかなと思ってみたりもするんで、それは結果に対しての私 の見方ですから、それは別なところでまたお伺いしたいと思います。いいです。

○福井委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

予算案3件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、お諮りいたします。第103号議案のうち関係分、第104号議案及び第105号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分、第104号議案及び第 105号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表 5 ページに載せております、新規に受理しました請願第17 号、「再審法改正を求める意見書」採択についてです。

この請願を巡る状況等について、執行部から説明してください。

大下総務課長。

○大下総務課長

新規の請願第17号について御説明します。請願の内容は、有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済するための再審制度について、主に2点を求めております。

1点目は、再審請求における証拠の開示についてです。現行法では、警察や検察庁といった捜査機関が有する証拠を開示させることを定めた明文の規定がなく、裁判所の広範な裁量に委ねられているため、元被告人である請求人の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、冤罪被害が救済されないことも起こり得るという内容です。これにつきましては、平成28年の刑事訴訟法改正法の附則第9条に、政府はこの法律の公布後、必要に応じ、速

やかに再審請求審における証拠の開示等について検討を行うものとすると規定されており、 平成29年3月から最高裁判所、日本弁護士連合会、警察庁及び法務省の担当者で構成する刑事手続に関する協議会において協議が行われてきました。また、令和4年7月からは、 新たに設置された刑事法研究者等の有識者、法曹三者、警察庁及び法務省の担当者で構成 する改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会において協議が続けられているところで す。

2点目は、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止についてです。裁判所が再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられているという内容です。このことについて、検察官による不服申立ての手続として抗告が認められていますが、国会等における政府の見解では、既に確定した判決があり、その判決によって法的安定性が生じている中で、検察官が再審開始決定に対して抗告し得ることは公益の代表者として当然のことである。検察の抗告権を排除することは、違法、不当な再審開始の決定があった場合にこれを是正する余地をなくしてしまうという問題もあり、司法制度全体の在り方とも関連するため、慎重に検討すべきものであるとしております。

私からは以上です。

○福井委員長

ただいま説明がありましたが、御意見等はございませんか。 吉野副委員長。

○吉野副委員長

この司法制度の在り方につきましては、これは国において議論されるべきと私自身は考えますが、ただいま執行部から説明がありましたとおり、証拠開示等について今、国で検討委員会が立ち上げられて、検討が進められているということでありますので、引き続き国の動向を注視していく必要があると考えます。この請願については継続審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか、そのように私は思います。

○福井委員長

ほかにございますか。

内藤委員。

○内藤委員

基本的には吉野副委員長のおっしゃるとおりでいいとは思うんですが、ただ、今回たまたま冤罪事件として袴田事件が社会的に取り上げている中で、なぜここまで解決に至ったかという背景がやっぱり今、大下総務課長がおっしゃったように、検察の証拠開示が非常に裁判官の裁量に委ねられているというところが一番問題であって、刑事訴訟法ができたのが昭和24年ですか、そこの中で、刑事訴訟法の手続において少し、もう少し詳細な手続が明文化されていると、裁判官の裁量ではなくって、手続にのっとって物事が進められるという点で、現在、新聞報道等では、国会議員の中でも350人程度の方が、やっぱりこれは法改正すべきではないかという流れができつつあるようでございます。県議会として注視していくっていうのは、それはそれで尊重したいと思うんですが、ただ、国民の受け止めというものはやっぱり世の中とともに変わっていきますので、ある面、時期を見て、この請願については僕は採択してもいいではないかという個人的な考え方を持っておりま

すので、私のほうは考え方というか、意見ほど申し述べておきたいと思います。以上です。

○福井委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

請願第17号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○福井委員長

挙手全員。よって、請願第17号は、継続審査と決定いたしました。

以上で請願の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

井上総務課私学·県立大学室長。

○井上私学・県立大学室長

それでは、私のほうからは県立大学の業務の実績評価に関する評価結果について御説明いたします。先ほど第4期の中期目標について御審議をいただいたところですが、今回の報告事項は、現在の中期目標、第3期の中期目標期間の5年目に当たる県立大学の令和5年度の業務実績に関する評価結果について、その概要を報告するものであります。繰り返しになりますが、大学の業務運営に関しては県議会の議決をいただき、向こう6年間の中期目標を県立大学に示しております。大学ではこれを受け、中期計画、さらに毎年の年度計画を定め、取組を進めております。今回、令和5年度の業務の実績について、地方独立行政法人法の規定に基づき、県の附属機関である島根県公立大学法人評価委員会が行った評価結果を議会に報告するものです。

それでは、別冊報告事項1の1ページを御覧ください。まず、評価の実施方法等についてです。この評価委員会は、上の表にありますように、島根大学の大谷学長を委員長とし、5名の委員で構成されています。

2の評価の方法です。①にありますとおり、年度評価は全体評価と項目別評価で行います。②、全体評価は、項目別評価を踏まえ中期計画の進捗状況全体を評価するものです。③、項目別評価は、下の表に記載しています1から5までの県が示した中期目標の項目ごとに、2ページの上の表に記載していますように、SからDまでの5段階で評価を行います。なお、中期目標の項目の2、大学の教育研究などの質の向上については、大学の教育研究の特性に配慮し、5段階評価ではなく総合的な評価としております。また、SからDまでの5段階評価に当たっては、大学が策定する中期計画の小項目ごとにそれぞれ1から5点の評点をつけ、その平均点で評価をします。なお、評点は、2ページの下の表のとおり、3点を基準とし、実施状況に応じて加点あるいは減点するようにしております。

続いて、評価内容を説明します。全体評価の前に、項目別評価について説明をします。

7ページを御覧ください。1、社会情勢の変化に的確に対応した大学づくりです。評価結果につきましては、表にありますようにB評価とされています。主な実施状況として、1ポツ目、学長の下に魅力化推進本部を設置し、2ポツ目、県立大学の学びの特色や入試制度を理解してもらう取組を実施、3ポツ目、長期実践型キャリア教育の受入れ先の開拓、

4ポツ目、県内就職をした卒業生の就職動機などの分析、5ポツ目、島根大学との共同広報など地域人材の育成のための大学改革の取組が認められます。8ページになりますが、上から2つ目のポツ、新たに大田市と浜田市にサテライトキャンパスを設置し、高大連携の取組や地域教育・実践型教育を展開しました。

次に、9ページを御覧ください。②の大学の教育研究などの質の向上です。評価としましては、2つ目の丸にあるように、おおむね順調としています。主な実施状況として、(1)教育、①人材育成・組織の方向性についてです。浜田キャンパスでは、1ポツ目にあるように令和3年4月に地域政策学部及び国際関係学部に改編し、地域志向の教育を充実させました。一方、2ポツ目にあるように、大学院北東アジア開発研究科の博士課程では入学定員を割れる状況が続いております。次に、出雲キャンパスでは国家試験の合格率が高い状況が続いております。10ページをお願いいたします。松江キャンパスではイン

同じく10ページ、②教育内容及び学生支援の充実についてです。アの入学者の受入れについてですが、1ポツ目、新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、高校訪問の回数を増やすなどの取組を実施しましたが、全学の志願倍率は3.06倍と、前年度から低下しています。2ポツ目、入試制度改革など県内入学者の確保に取り組みましたが、入学者に占める県内学生の割合は48.8%と、前年度から低下をしております。

クルーシブ教育に強い人材を育成しております。

次に、12ページを御覧ください。イ、教育課程の充実についてです。2ポツ目、しまね地域国際研究センタープロジェクト研究助成金において9件が採択されました。また、3ポツ目、学生がステークホルダーと連携して地域課題に取り組む地域貢献推進奨励金では27件が採択されました。4ポツ目、研究成果や活動報告はKENDAI縁結びフォーラムで発表し、成果を地域に還元しました。

次に、13ページを御覧ください。エの教育の質及び教育環境の向上についてです。1ポツ目、毎年の指摘になりますが、授業アンケートについて、学生からの授業アンケートの回答率や教員のフィードバック提出率について、キャンパスごとに差が生じていること、また、教員のフィードバック提出率は浜田キャンパスで低調であるとしております。

次に、14ページを御覧ください。カのキャリア支援の充実についてです。県内就職率は、2ポツ目にあるように43.9%と、前年度から若干上昇しております。4ポツ目、県内就職促進に向けては、しまね産学官人材育成コンソーシアムや企業等との包括的連携協定の活用、5ポツ目、しまねの未来を担う人材奨学金や、15ページに移りまして、上から2つ目のポツ、長期実践型キャリア教育など、様々な取組を展開しました。

16ページを御覧ください。(2)の研究についてです。3ポツ目、科研費の全学の申請率は前年度から改善したものの、中期計画で掲げる目標値を下回っています。

同じく16ページ、(3)地域貢献についてです。1ポツ目、教員が実施した地域貢献活動取組数は目標値を上回る737件でありました。

次に、17ページを御覧ください。(4)の国際交流については、コロナの5類への移行後、活発に行われるようになり、アメリカや韓国などで研修を実施しております。説明を割愛しますが、19ページの3、自主的、自律的な組織・運営体制の確立、20ページの4、評価制度の充実及び情報公開の推進、21ページの5、その他業務運営に関する重要事項については、それぞれおおむね順調に進められています。

以上を踏まえまして、全体評価の説明をいたします。 3ページにお戻りください。 3ページの(1)大学改革の推進から5ページの(5)教育研究者の資質向上の取組まで、評価に対して考慮した事項として、主に先ほど説明した実績及び実績を踏まえたコメントについて記載されています。

5ページの下のほうに2、総括とありますが、以上のことから、令和5年度の業務運営は、中期目標の達成に向けておおむね順調と評価するとされています。

6ページを御覧ください。今後に向けた留意点ということで、積極的な取組を期待する項目や今後取り組むべき項目について記載されています。県内入学者の増加や教育内容の向上、学生の県内就職などに関する内容となっています。これらの提言につきましては、既に県立大学に伝えており、取組について検討、推進してもらうこととしております。

○福井委員長

栗原人事課長。

私からは以上です。

○栗原人事課長

私からは、県の障がい者雇用の状況について御説明をさせていただきます。資料は16ページをお願いいたします。

まず、1ポツ、制度概要についてですけれども、障がい者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者は一定数以上の障がい者雇用が義務づけられております。

2ポツのところ、知事部局における障がい者雇用率の状況ですけれども、毎年6月1日時点の状況について、国に報告しております。上の表の真ん中のところ、本年の6月の実雇用率を記載しておりますが、2.86%となっておりまして、法定雇用率2.8%を超え、達成している状況でございます。具体的な職員数の状況につきましては、表に数字を記載しておりますが、御覧いただきますと、小数点以下の数字を記載しております。これは、2ポツの項目の下に米印で書いておりますけれども、数字は実人数ではなく、国から示された障がいの程度や勤務時間に基づいて換算したものとなっております。参考でございますけれども、表では障がい者の数は118.0人となっておりますが、実際の職員数は97名となっております。前年比の増減につきましては、真ん中の前年比の表を御覧いただきますと、昨年の実雇用率は2.7%でしたので、0.16%の増加となっております。それから、人数については真ん中のところ、プラス5.5人とございます。この主な変動理由については、その下に記載しておりますけれども、職員の採用が主なものとなっております。

3ポツのところ、今後の採用予定ですけれども、今年の6月以降、会計年度任用職員の 採用試験を随時実施しております。また、11月上旬からは、正規職員の採用試験を順次 実施する予定としており、計画的な採用を進めてまいります。

最後に、4ポツ、今後の取組については、島根県障がい者活躍推進計画に基づきまして、 障がいのある職員がその特性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じ ることができる職場をつくっていくということで、職員研修を継続的に実施しますととも に、関係部局と連携いたしまして、また、民間の先進事例なども参考としながら、受入れ 体制の整備や定着の支援などに検討を進めてまいりたいと思っております。 私からは以上でございます。

○福井委員長

小谷管財課管理監。

○小谷管財課管理監(財産活用推進室長)

資料17ページの元知事公舎に係る状況について、報告させていただきます。

1、これまでの経緯ですが、前回の総務委員会で報告をしましたとおり、令和6年3月31日付で知事公舎を用途廃止しております。また、1月に松江市に利用計画を照会し、回答期限を延期しておりましたが、7月31日に回答を受理いたしました。2、松江市との協議状況について、利用計画の回答を受けまして、9月19日付で元知事公舎に係る協議・検討に関する基本合意書を締結したところです。今後、松江市が、元知事公舎の取得を円滑に行えるよう、事務レベルでの協議を進めてまいります。

報告は以上です。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。 森山委員。

〇森山委員

御説明いただきましてありがとうございました。

県立大学の評価の別冊について、質問させてください。 2 つありまして、 1 つ目が、学生からのフィードバックの回答率が低いっていうことの背景にあるもの、教育の質を P D C A サイクル回していくために、しっかりと学生からのフィードバックもらって、改善をしていくっていうことが大事かなと思ってるんですけども、この回答率が低いっていうことが、どういう背景があるのかということを、ちょっと 1 点目、教えていただければと思います。

2点目ですけども、23ページに実績がまとまって、入学者の県内外学生とか、国家試 験の合格率とか、就職率とか、本当、すばらしいデータが出ているかなと思って、皆さん の努力に敬意を表するとこなんですけども、私から1点、海外への派遣学生数が目標数が 180名以上のうち、実績162名、受入れ学生数100名のうち36名っていうところ で、個人的な思いとして、島根の県内から進学をしていった大学生たちが、島根で学んで いくっていうことを、地域貢献の数とか満たしてるんで、地域にいろいろ出ていって活動 はして、地域に原体験を残していくという教育活動ができてるってすばらしいことだと思 うんですけども、行く行く将来島根で働いていくとか、島根で活躍していく、島根を牽引 していくリーダーを育てていくというふうな視点に立ったときに、やっぱり島根を俯瞰し て相対化する機会って物すごく大事だと思ってまして、越境するというか、それがある意 味、海外への派遣する学生の数だったりとか、それが難しい場合は海外の学生を受け入れ ることによって多様性に触れる機会っていうのが、すごい個人的には大事だなというふう に思ってまして、この辺りが目標に達してない背景っていうところと、コロナの影響ある のかなと勝手に想像したんですけども、コロナ前後でどういった、何ていうんですかね、 人数の状況になってるかっていうことと、受入れ数が減っているっていうところの状況に ついて教えていただいてもいいですか。

○福井委員長

井上私学,県立大学室長。

○井上私学·県立大学室長

まず、最初のアンケートの回答率が低いっていうことなんですけれど、なかなか、松江キャンパスや出雲キャンパスのほうでは順調に高い率を維持してるんですけれど、浜田キャンパスが低いということで、ちょっと原因につきましては詳しくは承知しておりませんが、先生が授業の準備で忙しいとか、あと、なかなか先生の意識改革がうまくいってなくて、なかなか率が上がっていないっていうふうには伺ってます。

○福井委員長

森山委員。

○森山委員

取り方としては、学生がアンケートに回答するわけですよね。授業とかで何か配られて、これ提出しろよとか言われて、それが提出されないみたいな。だから、先生のアンケート配る際とかの働きかけとか投げかけの仕方によって、正答率が変わってるみたいな。ある程度、出雲キャンパスとか松江キャンパスに関しては、ちゃんとこれ出しなさいみたいな、強制力を働かせながらアンケート回答させてるっていう、そういう違いがあるっていうことなんですか。

○福井委員長

井上私学,県立大学室長。

○井上私学・県立大学室長

そうですね、まず私、伺ってるところでは、そこに違いがあるというふうに伺ってます。 それから、ちょっと海外の派遣の受入れについてですけれど、これにつきまして、先ほ ど森山委員おっしゃったとおり、コロナの影響で、ずっとここの交流途絶えていたのが回 復してる状況で、今こういった数字になっております。それから、もう1点が、海外の研 修というか、旅行というか、今とても高騰しておりまして、そこがとてもネックになって るっていうふうに大学のほうから伺ってます。

○福井委員長

森山委員。

〇森山委員

ありがとうございます。コロナの影響っていうのはあるのかなというふうに思ってます。とはいえ、今コロナが明けて、5類に移行されてっていうところで、今後っていうところでいけば、出ていく分には今、円安で出づらいということはあると思うんですけども、入ってくる学生の受入れ学生数っていうところは、逆に言えば、可能性が広がってる部分があるかなと思いますので、コロナが明けてっていうところで、しっかりとこの目標に行くように、学生たちが多様性を学ぶとても大事な目標値だと思うので、ぜひ追いかけていただければと思います。以上です。

○福井委員長

よろしいですか。ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員

関連ですけども、16ページ、研究のところで、前年度よりはよかったけれども、研究

のほうが目標値がまだまだ足らないということで、新しく新設されている学部もありますので、こういった大学研究については、よりほかの大学よりか成果が上がってくるように、やっぱり目に見える形で、努力していただいてるのは十二分に分かりますけれど、もう1歩、2歩もうちょっと頑張っていただきたいなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○福井委員長

井上私学·県立大学室長。

○井上私学・県立大学室長

科学研究費助成事業費の申請率のことです。こちらについては、毎年評価委員会のほうからも指摘されておりまして、大学のほうでも様々な取組を実施しているところです。なかなか上がらない原因につきましては、ちょっと地域系の教員なんですけれど、授業が忙しくて、なかなか研究に手が回らないというふうに大学から伺っておりまして、とはいえ、大学の教員ですので、そこら辺りもちゃんと自分の業務を整理して、しっかり研究していってもらいと思っておりますので、大学のほうに伝えていきたいと思います。

○福井委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

五百川委員。

○五百川委員

素朴な質問ではありますけども、以前、総花的過ぎるという指摘をしました。それから見ると、若干めり張りがついてきたのかなと思いますけども、いろいろ各項目で柱はうたってあります。だけども、何となく自分で分からんのは、それでいて、これから子どもも減っていう中で、今の県立大学っていうのは、これからどういう学校をつくるのかね。どういう学校を目指してるのか、大体どういうふうな学校をつくりたいと思ってるのか、それが分からないんだよね。要するに、指摘をすると、こういうことやってます、ああいうことやってます、こういうことやってます、最終的にそれはどこに向かってんのかね。時代を読んでとかいろんなこと言ってるけども、何となく留学させたり、基本的にそういうこともさせながら、どういう学校をつくりたいと思ってるのか、その辺りが分からないんだよね。それ、非常に望洋としとるけども、大体おおむねつかんでいる概要というものを言ってもらえない。

○福井委員長

井上私学・県立大学室長。

○井上私学・県立大学室長

大学の目指す方向性ですけれど、あわせて、最終的にどこに向かってるかという御質問ですけれど、県立大学ですので、大学の目指すべきところは、いかに県内に人材を供給するのか、まず、究極の目標はこの1点でございます。それで、今回の第4期の中期目標につきましても、基本目標は地域に貢献する人材を輩出する大学っていうことで、地域に必要な看護師とか教員、あと、管理栄養士など、そういった専門人材もしっかり育成していくっていう方向が大学の方向になると思います。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

教育というのは、基本的には島根県で育てる、育んでいく、それらが東京だろうが、世界だろうが、どこであろうが花開く、そういうことを願って、子どもたちに教育をしていくもんだと思うんですよ。片一方で今、県立大学だからとにかく島根県にできるだけ羽交い締めにしたいんだと。こういう全く矛盾した部分があるわね。だから、教育理念というものと、実際目指しとる学校というものとの方向性っていうのが、逆なんだわね。だから、いい教育をしたいっていうことは、島根県でだけじゃなくて、要するに、島根県以外のところでもどこでも花開きゃあいいわけだ。だから、そういう人間を片一方で育てるって言いながら、島根県立大学の最終的な目標は、島根県にちゃんと勤めてもらう、そういう子どもを育成することだということが矛盾してると思うんだけどね。だから、要するに、そういうふうな一つの教育というものの本質というか、その部分については、やっぱり努力をしていって、そういう中で島根県の魅力というものをどういう形で認識してもらうかっていうようなことも含めて、この教育の中にうたわないかんじゃないかなと思うんだけども、どうですか、籏野総務部長。

○福井委員長

籏野総務部長。

○籏野総務部長

先ほどの説明の冒頭で申し上げましたけども、評価結果、つらつらとやってたものが、何ていうんですかね、大きな中期目標の下にありまして、下っていいますか、それを毎年毎年どういう取組をしてるかっていうことを説明するものになりますので、幾分やっぱり総花的というか、各項目がそれぞれ出ているっていうのは御容赦いただきたいと思います。それはもともと、たしか2月議会だったと思うんですけども、もう次の中期目標をつくるときに、また同じようにやっぱりいろいろな項目を我々ちょっと説明をさしあげていたんですけども、そのときも五百川委員のほうからは、ちょっと総花的過ぎるんじゃないか、どこをちゃんと軸にやっているのかが分かりにくいというところがありましたので、今日の資料の10ページのところでございますけども、次の中期目標では、先ほど室長の井上も答弁申し上げましたとおり、地域に貢献する人材をしっかり輩出する大学っていうところを基本目標の中心に据えているというところで、改めてここを考え直してといいますか、これまで取り組んできたことではありますけども、そこをしっかり我々県としても、大学にこれを示したいということですし、大学でもそこをちゃんと認識していただいてっていうとこでやっていくところでございます。

その中で、先ほど五百川委員からございました、いい教育をしていく中で、羽交い締めにするとか、地域に残ってもらいたいっていうところで矛盾があるんじゃないかという話もあったところではあるんですけども、我々といたしましては、ちょうどそこも五百川委員のほうからも指摘をしていただきましたけども、御発言がありましたように、地域の教育をしていく中で島根のよさを知っていってもらいたいというところが必要だと思ってます。島根に残るための教育をしているといいますか、島根に残ることがすばらしいことだよっていう教育をしていくというのは、やっぱり少しそれは違うと思います。当然、県立大学でございますので、基本目標は地域に貢献する人材を輩出する大学だっていうのは、

我々県も、大学を運営する大学側も認識していく必要があるとは思いますけども、教育の中身でそういうことをうたっていく、生徒に働きかけていくのとはやっぱり違うんじゃないかなというふうには思っていますので、とはいえ、一方で、日々受ける授業の中ですとか教育の中で、島根のよさですとか、島根に貢献していくっていうことのよさですとか、そういうものを感じ取っていただけるように、授業の展開とか、そういったことができればいいのかなと思っておりますので、そういったところに向けて、1つずつ取組を進めていきたいというところを大学と一緒に歩みを進めていきたいと思ってるところでございます。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

そうだと思うんですよね。だから、人材の育成と、島根県にできればとどまってもらう、あるいはUターンしてもらう、その教育とは別だと思うんですよね。だから、その部分は今、籏野総務部長言われたように、やはりその辺りをきちっと教育の中でセパレートして議論しないと、中途半端な教育になるんじゃないかと私は思っとるんですけども、そこまでです。

○福井委員長

籏野総務部長。

○籏野総務部長

御指摘ありがとうございました。いただいた意見はそのとおりだと思いますので、そういった視点も含めて、しっかり大学と話し合って、こちらから中期目標、議会で議決をいただきましたら、ぜひ目標示して、それを踏まえて、大学でまた計画をつくっていってもらいたいと思っておりますので、その話合いの中でまた伝えていきたいと考えております。〇福井委員長

ほかにございますか。

内藤委員。

○内藤委員

私もある面、五百川委員さんと同じ気持ち持ってまして、県立大学といえども、3キャンパスありまして、松江キャンパス、出雲キャンパスは、ある程度目的がはっきりしてるから、それはそれで島根に残る人材育成であるとかあるいは目的があるんで、それはそれでいいと思うんですけど、問題はやっぱり浜田にあるキャンパスの特徴をある程度、当然、地域貢献であるとか地域に残ってもらう人材育成もやっていかないといけない反面、少子化の世の中なので、大学の魅力とか、いろんな方面から生徒たちが浜田の島根県立大学を受験してもらうといったときの特徴というものは何なのかっていうことも、ある程度考えていかないといけないのかなというふうに思います。大学にはいろんな、多面的なというか、多様性が求められるわけで、その中の一つが、井上私学・県立大学室長さんがおっしゃったような地域に残す人材というものが中期目標の最大の目標だっていうのは分かるものの、それは行政から見た、島根県から見た考えであって、受験する子どもたちっていうのは、県立大学に何を求めて、何を期待して、入学をしていくのかっていう、そういう点では、先ほど森山委員さんがおっしゃったように、海外への留学であるとか、海外から生

徒が来るとか、そういう大学のグローバルな視点での多様性みたいなものも、なるほどいい質問なさったなというふうに聞いていたんですけども、今後は、子どもの数が減ってくる中での大学の特徴、特に浜田のキャンパスの特徴をしっかり考えていく必要が、一本の中期目標とは別にあるんではないかというふうに思います。北東アジアのほうは、至って志望する学生が少ないということで、これは検討していかないといけないわけですけども、そういうような特徴については、どういうふうに受け止めておいでですか。

○福井委員長

井上私学・県立大学室長。

○井上私学・県立大学室長

内藤委員のおっしゃるとおり浜田キャンパスですけれど、学部の教育の内容が分かりにくいというふうに指摘を複数いただいておりまして、地域政策学部につきましては、地域に出かけて地域貢献していくっていうことで、ある程度学生からは理解されていると思うんですけれど、国際関係学部につきましては、ちょっとどういう勉強をする学部なのかっていうのが非常に分かりにくく、私たちも課題に思っておりまして、その点は大学も理解しておりまして、大学のほうでどうやったら大学の魅力が伝わるのかっていうことを日々考えて授業を進めておりますので、内藤委員おっしゃったことも大学のほうに伝えたいと思います。

○福井委員長

内藤委員。

○内藤委員

もう1点だけ、地域政策学部の生徒さんは、島根県立大学って本当にいい大学だと、浜田キャンパスの生徒さんはですね、そういうふうにおっしゃってた言葉が印象的なんですけども、特に国際関係のところが、いろんな学びはできると思うんですけども、もう一つ志望していく子どもさんのニーズをつかまえて、受験者数が増えるであるとか、ここに行くとこういうものが学べるだとか、そういうものの特徴づけが必要かなというふうに思いますので、しっかり大学の先生方とも御相談なさって、少子化にあっても子どもたちが志望していくような、こういう大学づくりを中期目標の中でつくっていただければというふうに思います。以上です。

○福井委員長

ほかにございますか。

[「なし」と言う者あり]

○福井委員長

ないようでございます。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、総務部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。ございませんね。

それでは、以上で総務部所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お 疲れさまでした。

[執行部入替え]

○福井委員長

それでは、出納局所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、会計管理者の挨拶を受けます。

出雲会計管理者。

○出雲会計管理者

福井委員長、吉野副委員長、委員の皆様方には、平素から出納局の所管事項につきまして格別の御支援、御指導賜りましてお礼申し上げます。本日は、予算案2件、報告事項1件について御審議いただきます。よろしくお願いいたします。

なお、本日、三浦統括出納監察監は、体調不良のため欠席させていただいております。 よろしくお願いいたします。

○福井委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。本委員会に付託された出納局に係る議案は、予 算案2件です。

第103号議案のうち関係分及び第105号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

小村出納局会計課長。

○小村出納局会計課長

それでは、出納局の補正予算について説明させていただきます。出納局の総務委員会資料1ページを御覧ください。

はじめに、103 号議案、一般会計補正予算関係分でございますが、一般職給与費につきまして、本年 7 月 1 日の現員、現給により補正を行うもので 1 , 400 万円余の増額をお願いするものでございます。増額の主な理由としましては、役職、年齢等、職員異動などにより積算し直し、その差額を計上したことによるものでございます。

続きまして、105号議案、証紙特別会計の補正予算関係分でございます。同じく1ページの下段のところでございます。例年と同様に取り扱わせていただくもので、歳入歳出の総額の増減はございませんが、前年度決算により歳入の繰越金が確定いたしましたので、繰越金増に伴う財源更正を行うものでございます。なお、この繰越金とは、証紙売りさばき人が販売用の在庫として保有されている証紙の額と証紙を購入された事業者や県民の方が使用されずに手元に持っておられる証紙の額の累計額でございます。今後、在庫の証紙が販売されて、使用された場合に、あるいは手元に持っておられた証紙が使用された場合には、歳出である一般会計繰出金の財源となるものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、採決を行います。

予算案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

お諮りいたします。第103号議案のうち関係分及び第105号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分及び第105号議案のう ち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明してください。

佐々木出納局審査指導課長。

○佐々木出納局審査指導課長

それでは、収入証紙の廃止について御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。 収入証紙につきましては、公金納付のデジタル化及び県民の利便性の観点から、昨年12 月より関係団体と調整を行いながら、廃止に向けた検討を行ってまいりました。このたび、 収入証紙を廃止し、証紙に代わる納付方法を整備することといたしましたので御報告いた します。

1の廃止の理由ですけれども、デジタル社会の実現に向けた取組として、行政手続のオンライン化、公金納付のデジタル化が求められてきていること。また、県民等からオンライン申請やキャッシュレス決済への要望をいただいていること。収入証紙は、購入する場所や時間、支払い方法が現金に限定されていることなど、利用される方にとって利便性に課題があること、そして、元売さばき人である山陰合同銀行からは、業務にかかる負担が大きいことから、元売さばき業務を返上したい旨の申入れがあったことなどがございます。

2の証紙に代わる納付方法案としましては、(1)のしまね電子申請サービスなどを利用したクレジットカードやペイジーなどによるオンラインでの納付、(2)の県が発行する納入通知書、納付書を利用した金融機関やコンビニエンスストアでの納付や、国が令和8年9月までに導入するとしているeLTAXによるクレジットカード等による納付、

(3) の、県の申請窓口におけるキャッシュレス端末でのクレジットカード、コード決済、電子マネーによる納付、(4) の、県の申請窓口における現金納付などを考えております。いずれも手続により納付方法が異なり、全ての納付方法が利用できるものではございません。また、キャッシュレス決済に必要な経費など、新たに必要となる経費については、今後、予算要求を行っていく予定としております。

次に、今後の予定としましては、明日からパブリックコメントを実施し、その結果を11月議会の総務委員会で報告いたします。令和7年2月議会で、収入証紙条例を廃止する条例案を提出、令和7年度中に県民、事業者等へ周知を行い、令和8年3月末に販売終了、令和8年9月で収入証紙による納付を終了したいと考えております。なお、未使用の収入証紙の還付は、令和13年3月末まで行う予定です。ただし、収入証紙廃止までの間もできるところからキャッシュレス決済の導入を行ってまいります。以上でございます。

○福井委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、出納局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、以上で出納局所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆さん、 お疲れさまでした。

ここで休憩を取りたいと思います。再開は午後1時からといたしますので、よろしくお 願いいたします。

〔休 憩〕

○福井委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより、教育委員会所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、教育長の挨拶を受けます。

野津教育長。

○野津教育長

福井委員長、吉野副委員長をはじめ、委員の皆様方には、日頃より教育行政全般につきまして御指導、御鞭撻いただいておりますことに、まずもって感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日は、予算案のほかに報告事項10件ございます。大変多い量でございますけど、何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福井委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された教育委員会に係る議案は、予算案1件です。

予算案の審査を行います。

第103号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

野々内総務課長。

○野々内総務課長

それでは、資料の1ページをお願いいたします。第103号議案、令和6年度9月補正 予算案の教育委員会関係分の内容について御説明いたします。

1、補正予算の概要です。合計欄のとおり、補正前の額829億1,700万円余を補正額5,500万円余の減額により、補正後の額828億6,100万円余とするものでございます。

2ページをお願いいたします。2の課別事業別一覧でございます。まず、教育庁総務課です。ここには職員給与費を計上しております。給与費は、当初予算編成時は、条例定数を基にした見込みの人数で計上しております。この見込みの人数と7月1日現在の実際の職員数との差を補正するもので、今回はこの差が216人の減で、トータルとしましては10億4、900万円の減をするものでありまして、主に小・中学校の教員数の減による

ものでございます。7月1日時点では、本来、常勤の教員を配置すべきところ、200人程度の不足が発生しておりまして、このうち欠員となっている27人を除いて、学校企画課の1番から3番までの教職員総務費で、常勤の教員の不足に対応するための非常勤講師を配置し、さらに、4番の地域人材を活用した指導力等向上事業費で、小・中学校における常勤教員と非常勤講師の勤務時間の差に対して、教員の事務負担軽減の観点から、教員免許を持たない校務支援員を追加配置するもので、これら4事業計で6億9,600万円余の増額をお願いするものです。

教育施設課に戻りまして、教育施設課では、日本語指導が必要な生徒や多人数集団になじめない等、教育上の支援が必要な生徒が多く在籍する宍道高校の生徒数の増加に伴い、特別教室を普通教室として運営できるよう、可動間仕切りを設置することにより、普通教室を2部屋増やし、それぞれにエアコンを設置するもので、2,000万円余の増額でございます。

学校企画課の5番の事業でございますが、令和7年度に実施する教員採用試験の早期化のために、今年度中に準備が必要となる経費を増額するもので、2,400万円余の増額でございます。6番の高等学校就学支援事業費は、低所得世帯における負担軽減のために奨学のための給付金を給付する事業で、今年度の税制改正では、個人住民税の定額減税の実施に伴い、補助の対象である個人住民税の所得割が非課税となる世帯の増加が見込まれることから、その対応のために9,100万円余の増額をお願いするものでございます。

3ページをお願いいたします。教育指導課は、義務教育段階の公立学校における一人一台端末の更新について、更新予定台数の増加に伴い、市町村への補助を1,200万円余の増額をお願いするものでございます。

続いて、特別支援教育課です。保護者の経済的負担軽減を図るため、特別支援教育就学 奨励事業費がございますが、このうち通学費支援に係る福祉タクシー利用者の増加及びガ ソリン代高騰に伴う福祉タクシー利用料金と自家用車利用者の通学費の増嵩により、1億 4,400万円余の増額をお願いするものでございます。

最後に、文化財課です。石見銀山発見500年、世界遺産登録20周年を迎える令和9年に向けて、石見銀山遺跡の魅力化・持続化につながる取組を段階的に実施していくための経費で、400万円余を計上しております。主な実施内容は、令和9年度に行う記念イベントに向けた企画調整などでございます。

説明は以上です。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。 森山委員。

○森山委員

御説明いただきまして、ありがとうございました。私、2つ、予算に絡めての質問になるかもしれないです。今、宍道高校の生徒数が増えているというのは承知していたんですけども、特別教室を普通教室に変えて運用するという中で、これ以上もう教室がないっていうことなんでしょうか。このような、これからももしかしたら増えていくかもしれないという中で、現状の宍道高校のキャパみたいなものが、今後どのぐらいの余力があるものなのかっていうことをこの予算に絡めて、1点お伺いしたいというのが1点目。

2点目が、特別支援教育の就学奨励事業費ということで、通学支援をしていくということは大事なことかなというふうには思ってるんですけど、年度当初よりも利用者が増える、想定よりも多かったということが予算の大幅な増額につながっているという理解で、改めて、いいのかっていうこと、ちょっと確認も含めて、お聞かせいただければというふうに思います。

○福井委員長

吉岡県立学校改革推進室長。

○吉岡県立学校改革推進室長

宍道高校の教室不足についてご説明します。入学者数は、今年度、令和6年度は定時制の午前部が80人、午後部が40人ということで、非常に多くなっています。昨年度が71人、一昨年度が66人、その前が40人ということで、今年度ぐっと増えました。

教室の稼働状況については、ホームルーム教室を16教室準備しているんですけども、 16教室しっかり使っている状況の中で、次年度もさらに入学が今年度並みになった場合、 2教室が不足する見込みということで補正予算を組ませていただきました。今後、様々な 状況に応じて、必要な対策を検討していくということを考えているところでございます。

○福井委員長

八束特別支援教育課長。

○八東特別支援教育課長

特別支援教育就学奨励費についてですが、今、説明の中であった福祉タクシーですが、これ、大きく分けて2つありまして、1つは、タクシー事業者とかが福祉車両を使って輸送するというものと、それと、市町村のサービスで通学支援をやっているところがあって、それのNPOとかが通学支援をしているというのがあります。この2つが大きく数が増えていますが、そこは地域でのサービスが広がっているということもありますし、大きいところはやっぱりガソリン代の高騰、こちらのほうもかなり影響があるというようなことで、今回増額になっております。一応、見込みとしては、令和2年から令和4年までの3年の実績の平均を見て見込みを持っておりましたが、それ以上の増加があったと、二十数件あったということで増額をしております。

○福井委員長

森山委員。

〇森山委員

ありがとうございます。宍道高校に係るところでいくと、来年度に向けた教室整備を今年度予算で進めていくということですね。今の何かトレンドを見ると、来年度、今後も含めて、こういうの、宍道高校が今提供している教育っていうものが、ニーズが高まっているのかなというふうに思っておりまして、そういった生徒たちがしっかりと学び続けられる環境っていうものを、宍道高校の整備っていうところが一番大事かどうかも含めて、しっかりと学び続けられるような施設整備が必要かなというふうに思いますので、引き続き状況を見ながら対応していただければというふうに思います。ありがとうございました。

特別支援教育に関しては、今の話だと、実際の運輸のコストが上がっているということと、対象の生徒が大幅に増えたということなのかなというふうに思いまして、特別支援の対象とする生徒が増えているということも含めて承知はしているんですけども、彼らがし

っかりと学べるための予算措置ということで、大事な措置かなというふうには思うんです けども、こんなにも大きくなるんだなということを感じたということで、御説明いただき ましてありがとうございました。

○福井委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

[「なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第103号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表8ページに載せております、新規に受理しました請願第15号、子どもたちの豊かな学びを保障するための取組を求める請願書についてです。

この請願をめぐる状況について、執行部から説明してください。

中西学校企画課長。

○中西学校企画課長

教職員の働き方改革につきましては、平成31年1月に文部科学省が公立学校の教師の 勤務時間の上限に関するガイドラインを策定したのを受けまして、県教育委員会では、教 職員の働き方改革プランを定めるなど、継続して取組を進めてきております。時間外勤務 につきましては毎年減少傾向にございまして、令和5年度は全ての校種におきまして月平 均で45時間以内を達成し、プラン策定前の平成30年度と比較しまして、約47%減少 しておりますが、近年は横ばいの状況でございます。今年度は教育長が市町村教育長と一 緒になりまして、小学校を中心に学校を訪問し、生活時程や総授業時数の見直し状況、サ ポート人材の配置などについて確認するとともに、他校の取組を紹介しながら、個々の学 校に応じた有効な対策を提案するなどもしております。

一方で、学習指導要領は改訂されるたびに、新しい科目や身につけさせたい力などが盛り込まれてきておりまして、実社会の日常生活で必要となる基礎的な学力が子どもたちに十分身についていない可能性もございます。このことから、義務教育におきましては、基礎学力の育成を最優先とするために、児童生徒の確かな学力の育成や、児童生徒のつまずきに対応する時間の確保等ができるよう、学習内容を縮減するなど、学習指導要領を見直すことを国に対して要望をしておるところでございます。文部科学省では、令和7年度の概算要求におきまして、スクール・サポート・スタッフ等の拡充のほか、学びの質の向上と教師の持ち時数の軽減に向けまして、小学校での教科担任制の拡充等を盛り込んでおりますが、県教育委員会では、教職員定数等の改善に向けて継続して要望を行っておるところでございます。

状況については以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、御意見等ございませんか。 吉野副委員長。

○吉野副委員長

これにつきましては、やはり子どもたちの豊かな学びを保障するためには、国にもしっかりとやっていただく必要があると思いますから、この取組を求めることは適切だと思いますので、私としては、この請願は採択とすべきというふうに考えております。

○福井委員長

今、御意見いただきました。

ほかにございますか。

[「なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、お諮りいたします。請願第15号を採択とすべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○福井委員長

挙手全員。よって、請願第15号は、採択とすべきものと決定いたしました。

それでは、意見書についてお諮りいたします。案文を準備しておりますので、御意見をお願いいたします。

それでは、事務局に読み上げさせます。

○事務局(杉原書記)

では、案文を読み上げます。

子どもたちの豊かな学びを保障するための取組を求める意見書(案)。

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。子どもたちの豊かな学びを保障するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。2024年4月には、猶予期間が設けられていた4業種に労働基準法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、(以下「給特法」という)適用の教員については、学校種によっては年間の上限を超過する状況が続いている。

骨太方針2024では、中央教育審議会「審議のまとめ」を踏まえ、2026年度まで を集中改革期間とし、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、 育成支援を一体的に進める、2025年通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直し など、給特法改正案を提出するとしている。

学校の働き方改革の前進を図る観点から、まずは骨太方針の実現が必要である。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきである。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえたさらなる施策の実施が不可欠である。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求める。

以上の趣旨により、学校の働き方改革を推進し、子どもたちの豊かな学びを保障するため、下記の事項を実施することを要望する。

- 1、教職員の負担軽減を図る観点から、カリキュラム・オーバーロードの実態にあることも踏まえ、学習指導要領の内容の精選や、それに伴う標準授業時数の削減など、国として具体的な業務削減策を示すこと。
 - 2、教職員定数改善を実施すること。
- 3、自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
 - 4、今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。以上です。

○福井委員長

ただいまの案文でいかがでしょうか。よろしいですか。(「はい」と言う者あり)

それでは、御賛同いただきましたので、島根県議会会議規則第14条第1項により、本 委員会取りまとめの議員提出議案といたします。

なお、本会議への提出議員は、本委員会の委員及びこの請願の紹介議員としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、そのように決定いたします。

本会議における提案理由の説明については、どなたにお願いいたしましょうか。人選は、 私にお任せいただけますか。

それでは、提案理由の説明を吉野副委員長にお願いしたいと思います。

提案理由の内容は、正副委員長で相談させていただきますので、御了承ください。

以上で請願の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

森山参事。

○森山参事(教育政策·文化財)

資料 4 ページをお願いいたします。次期島根県教育大綱及び次期教育ビジョンの策定についてでございます。

まず、島根県教育大綱につきましては、法律に基づき知事が策定することとなっております。内容につきましては、島根創生計画のうち、教育委員会が所管する部分と教育と密接に関連する知事部局所管の分野で構成しております。現在、知事と教育長、教育委員で構成する島根県総合教育会議で協議を進めております。

- (2)番、先月開催されました会議における教育大綱の素案の構成は、御覧のとおりでございます。
 - 6ページからの資料1に素案の全文を載せておりますが、8ページを御覧ください。主

なところを申し上げますと、基本理念におきましては、2段落目、「人を思いやり、人を 大切にすることにより生まれる絆は、地域を支え、未来の島根を創る力にもつながりま す。」、3段落目の3行目、「学校・家庭・地域・企業等が連携・協働し、ふるさと教育 などの島根らしい魅力ある教育に取り組む必要があります。」、最後の段落、「知事部局 と教育委員会が意思の疎通を図り、それぞれの役割と責任に応じ施策に取り組んでいきま す。」としております。

9ページを御覧ください。ここから、4本の基本方針を上げております。

1つ目の柱、個性を活かし学ぶ力を伸ばす教育は、主に学校教育に関する内容としております。(1)で基礎学力の定着、(3)で幼小連携・接続の推進などを挙げております。 10ページを御覧ください。2つ目の柱、一人ひとりを尊重し共に歩む教育では、(2)

で、障がいのある子ども、経済的に困難な環境におかれている子ども、不登校の子どもなどへの支援、(3)では、日本語教育の提供などを挙げております。以下、省略させていただきます。

4ページにお戻りください。(3)の今後のスケジュールですが、島根創生計画の策定 との整合を図りながら、年度内に策定をすることとしております。

次に、5ページ、次期教育ビジョンについてです。県の教育振興計画であります教育ビジョンは、今年度、島根創生計画や教育大綱等を踏まえて策定することとしております。 教育委員会では今年の3月に、有識者で構成する島根県総合教育審議会に今後を見通した 島根県の教育の在り方について諮問をし、先般、答申をいただきました。(3)答申の概要は御覧のとおりでございます。

12ページからの資料2に答申の全文を載せておりますが、21ページの横書きのポンチ絵を御覧ください。こちらが答申の全体像となっておりまして、一番上に3つの基本目標、そして、それぞれに各目標を実現するために必要な学校の姿、その下、左側に育てたい資質・能力、右側に大切にしたい教育環境が示されております。また、右端に、これらの基本目標や資質・能力の育成のためには、教職員の資質・能力が発達し、発揮される環境の整備が必要であるということが記載をされております。今後策定していきます教育ビジョンには、いただいた答申の要素を落とし込みながら作業を進めてまいります。

5ページにお戻りください。(4)の今後のスケジュールです。先ほどの答申を受けて、現在、素案の策定作業を進めております。これをこの秋にも作成し、その後、パブリックコメント等を実施した上で、今年度中に策定したいと考えております。議会へも機会を捉えながら御報告をさせていただきます。

○福井委員長

野々内総務課長。

○野々内総務課長

資料の25ページをお願いいたします。障がい者雇用の状況について御説明いたします。

1、制度概要のとおり、法律の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には障が い者の雇用が義務づけられております。その状況を表す障がい者雇用率につきましては、 任命権者ごとに毎年、6月1日現在の状況を国に報告することとなっており、今年度も先 般報告したところです。

2、教育委員会における障がい者雇用率の状況ですが、太枠で囲った部分が今年6月分

として報告した数値です。 6月時点の実雇用率は 2. 51% と、昨年 6月の 2. 48% に比べ 0. 03ポイントの増加となり、また、欄外の注釈 3ポツ目に記載しておりますとおり、昨年 11月の時点では法定雇用率を一時的に達成することができましたが、 4月から法定雇用率が 0. 2ポイント引き上げられ、 2. 7% となったことにより、結果として、 6月の実雇用率は法定雇用率を 0. 19ポイント下回っている状況です。 なお、不足数としては 12人となっております。

3、令和6年6月以降の取組ですが、今年の報告時点以降も引き続き雇用努力は継続して行っており、障がい者を対象とした教職員の採用試験を実施しているほか、ワークセンターの障がい者スタッフ及び支援員の採用を随時行っているところですが、法定雇用率を達成するためには、現在の取組をさらに充実させていく必要があると考えております。具体的には、4、今後の取組等のとおり、障がい者を対象とした教職員採用試験等により、引き続き障がいのある正規教職員の任用を進めていくことに加え、障がいのある教職員が働きやすく、やりがいを感じることができる職場づくりやワークセンターの支援体制の充実を図るとともに、ワークセンターの規模拡大についても検討し、障がいのある教職員の任用をより積極的に進めていくことなどに取り組んでまいります。

○福井委員長

吉岡学校企画課県立学校改革推進室長。

○吉岡県立学校改革推進室長

26ページをお願いします。県立高等学校の入学定員について御報告させていただきます。これは9月に公表しました県立高校の入学定員についてでございます。

1、定員設定の方針、1ポツ、令和7年3月、県内中学校卒業予定者は、令和6年3月 と比べて県全体で12名減少すると見込まれています。

32ページのほうに地域別卒業予定者の資料がございますので、御覧ください。黄色の帯の一番下の段のところに県全体で12名の減が見てとれます。上のほう、各市郡別、地域別の卒業予定者について、主なものは松江市が63の増、出雲市が65の減となっています。ただ、この松江市、出雲市の地域につきましては、学校数も多く、また、令和8年には増減、増えたり減ったりがございますので、複数の学校がある、さらには複数年を見るということが必要となってきます。

元の26ページにお戻りください。2ポツ目、各地域の中学校卒業予定者の増減や近年の定員充足状況等を踏まえ、県立高校においては入学定員の増減は行わないといたしました。全日制、定時制、通信制、専攻科に分けた表がございますが、右端の増減を御覧いただきますと、プラス・マイナス・ゼロということになっております。学級数も入学定員も増減を行わないとしております。

2番、入学定員の増減がある高校、該当ございません。

3番、学科改編等を行う高校、2校挙げております。島根中央高校につきましては、これまで2年次から3つのコースに分かれ、コースごとに多様な選択科目を準備し、総合選択制を展開しておりました。これを、コースや学年を超えた柔軟な科目選択のほか、大学連携による講座受講や知識・技能審査の結果、ボランティア活動等も単位認定できるように単位制に移行することといたします。

津和野高校につきましては、学科転換ということで、未来共創科に転換いたします。こ

れにつきましては、後ほど資料でお示しいたします。

次のページを御覧ください。28ページです。こちらには、この後、指導課のほうから 説明があると思います。公立学校の入学者選抜の日程についてあげております。

次のページ、29ページは全日制の県立高校、学校別、学科別の定員を一覧であげております。津和野高校のところの学科転換、それ以外の変更はございません。

続いて、29ページを御覧ください。29ページには、定時制、通信制、それから水産の専攻科につきまして、学校別、学科別に定員を掲載しております。これも変更はございません。なお、参考といたしまして、右側にその他1として、松江市の市立皆美が丘女子高校の入学定員、そして、その他2として、私立の入学定員を掲載しております。

続きまして、津和野高校の学科転換に関して、30ページの資料で御説明させていただきます。学科転換の趣旨といたしましては、県立高校魅力化ビジョン、そして、国の「普通科教育を主とする学科」の弾力化に係る制度改正の趣旨、これを踏まえまして学科転換するものでございます。

学科転換の概要といたしましては、情報活用能力を高め、教科学習と探究学習の深化に生かす学科に転換する、2つ目の丸、生徒の進路希望に応じた従来の3コース制は維持し、時代に合った教育活動を展開する、学科名称は未来共創科、下のところに図で示しておりますように、2年次からの総合、探究、自然科学、この3つのコースは維持したままの取組となります。

3、新学科における学びの特長ですけども、3つポツがございます。情報活用能力を全ての学びを支える基礎力として育成する、2ポツ目、産学官民と連携・協働による学びを展開する、3ポツ目、デジタル人材だけでなく、情報活用能力を身につけた人材、これを育成し、多様な進路を実現するということでございます。

31ページです。津和野高校の教育課程変更の概要で、従来のものが上の段、新しいものが下の段になっております。上の段のところの2年次のところに、3つのコースそれぞれに普通教科、情報が2単位ずつ授業で取り組まれておりますが、新しい普通科になって、黄色の帯のところですが、その普通教科、情報は1年次に行い、これをベースにして2年次、3年次で情報の活用、データサイエンス、プログラミングなどの学校設定科目により学びを深めます。さらに、その情報活用能力を基盤として、教科学習や探究学習の教育活動にも浸透していくような取組を行うこととしております。

続きまして、江津地域の新設校開校準備委員会のI期中間まとめ(案)について、御報告させていただきます。 33 ページを御覧ください。

新設校開校準備委員会につきましては、今年2月に設置して、4回開催するとともに、専門部会での検討も重ねております。オブザーバーとして、GOGOTSUコンソーシアム、さらには江津市、江津市教育委員会、両校の学校運営協議会、地域の方に入っていただいて、積極的に意見を出していただき、活発な議論がなされています。準備期間につきましては、I期とII期に分けまして検討を進めております。現在、黒い枠囲みにしております I 期の後半に差しかかっているところでございます。

次のページ、35ページには検討スケジュールを挙げております。第5回、10月下旬で中間まとめを、そして第7回、2月中旬で I 期まとめを予定しているところでございます。

次のページ、35ページから40ページまでがI期中間まとめ(案)となります。

36ページには、令和5年12月に決定した、基本的な方針を掲載しています。この中で、全てを読み上げませんが、⑦、新設校は江津工業高校の場所を念頭。⑧、開校する時期は令和10年前後を想定というふうに基本的方針に定め、この①から⑨の基本的方針を基に検討を進めてまいりました。

- 37ページ以降が、これまでの準備委員会での検討を整理した内容になります。
- 1、設置場所、現在の江津工業高校の敷地内としました。
- 2、開校及び閉校につきまして、開校は令和10年4月として、この令和10年4月を目指し、中学生や地域の皆様に周知していくことがよいということでまとまりました。新設校の設置に関しましては、前年度、令和9年度に県議会へ条例案を提出する予定となります。

新設校のイメージにつきまして、(3)、図にしております。従来の普通科と新しい普通科と、普通科系に2つの学科を設け、これをくくり募集とすることで特色をつけていきたいというふうに考えています。また、工業科には都市工学の学びを加え、さらに大学への進学にも対応した学びとし、この工業の2つの学科につきましてもくくり募集として、1年生のときには共通し、2年生にはそれぞれのコースを選択するという形で進めてまいりたいと考えています。

募集停止につきましては、令和10年度、新設校の募集をスタートすることから、江津 高校、江津工業高校の募集は令和10年度から停止となります。

次、38ページに、令和9年から12年までの配置について図にしております。新設校が令和10年4月開校ということで、現在の小学校6年生が対象になります。年次進行で、新設校は令和12年度に完成することになります。一方、江津高校と江津工業高校につきましては、令和10年度入学生からの募集停止となりますので、年次進行で小さくなり、12年の3月、11年度末、卒業生を送り出した後、閉校という形になります。

学びの内容について書いておりますが、先ほど図表において、学びの内容の特色を簡単に御説明させていただきました。それに加えて、普通科系の探究活動や工業科系の課題研究に広がりや深みが出るように、普通科系と工業科系の連携ができるようにしようということ、さらには県立大学やポリテクカレッジなど、地元教育機関等との連携や地元産業界との連携について整理していくとしています。

続きまして、その他の教育活動について、学校行事につきましては、地域に開かれた学園祭等の学校行事を計画していきたい。さらに、(2)で、部活動につきましては、それぞれの学校の特色を引き継ぎ、男女のハンドボール、水球、ボート部の強化を進める。さらには、石見神楽など地域の伝統や文化を生かした部活動、工業系を生かしたものづくりの部活動の検討をする。そのほかといたしまして、新設校設置までの間においても、両校において行事の合同開催や部活動の合同チーム、合同練習など積極的に行っていくということとしております。

最後、40ページでございます。5番、施設・設備の構想につきまして、(1)、(2)、(3)とありますけども、安全・安心な教育環境の整備、特色ある学びに必要な施設・整備、住まいの確保、これらの観点で検討してまいりました。今後も検討していきます。

引き続き、委員の皆様からの御意見をはじめ、地域関係者や地域産業界など、各方面からの御意見もいただきながら検討を進め、中間まとめ、さらには I 期まとめとして整理していきたいと考えています。

○福井委員長

勝部学校企画課働き方改革推進室長。

○勝部働き方改革推進室長

私のほうからは、教職員の働き方改革の進捗状況について説明をさせていただきます。

41ページをお願いいたします。先ほど請願のところで中西学校企画課長のほうから状況について報告がありましたので割愛させていただきますが、年々、時間外勤務は減少傾向にありますが、横ばいの状態が続いております。年360時間以内の目標については、特別支援学校では達成していますが、その他の校種ではまだ達成できてない状況にあります。(2)県立学校の時間外勤務の状況です。令和4年度には増加した校種もありましたが、令和5年度には、普通科高校を除いては月45時間以内を達成しております。

続いて、42ページをお願いいたします。(3)は、市町村立学校の時間外勤務の状況です。縦軸は時間外勤務時間、横軸は市町村ごとに令和3年度から5年度までの時間外勤務の状況をグラフに表したものです。市町村によっては数値が大きく変化しているところもございます。該当の市町村へ聞き取りを行っているところでございます。

続いて、43ページをお願いいたします。今後の取組についてです。これまでの取組として、学習指導要領の精選など、国への要望、県教育委員会等が行う調査等の見直し・削減、サポート人材の配置やモデル校での研究実践等を継続してきております。

今年度、新たに取り組んでいるものとして、3点御説明いたします。1つ目は、(3) 県・市町村教育長の学校訪問についてです。今現在、17の市町村、2つの中学校、48の小学校で訪問を行っております。各校で生活時程や総授業時数の見直し状況、サポート人材の配置や外部委託の状況などを確認し、他校の取組を紹介しながら、個々の学校に応じた有効な対策を提案しています。取組状況については、ホームページ等でも発信しております。

続いて、(4)の外部サポート人材に係るところ、サポートスタッフ。(4)のスクール・サポート・スタッフについてです。印刷業務、教材作成、電話対応、不登校傾向の児童・生徒への給食対応等、様々な業務を担い、教員の負担感、多忙感の解消、時間外勤務時間の削減に効果が見られています。今年度は、全小・中学校配置の予算を確保して、各市町村教育委員会へ働きかけているところです。

3つ目は、同じ(4)外部サポート人材の専門スタッフ、①教頭マネジメント支援員です。これまでの実態調査により、教頭の時間外勤務は多い傾向にあります。教頭を支援する人材を求める声は少なくありません。国の事業でもある教頭マネジメント支援員を松江市、出雲市の中学校へモデル的に各1名配置しており、検証を行います。

教職員の時間外勤務の状況は、数字的にはプラン策定前より改善傾向にありますが、引き続き学校現場の状況をよく見たり、現場の声をよく聞いたりしながら、教員の子どもたちと向き合う時間を確保し、教員が現場で生き生きと働けるように取組を進めてまいりたいと考えております。

○福井委員長

小林教育指導課長。

○小林教育指導課長

それでは、資料44ページを御覧ください。令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜について、主な変更点を中心に御報告をいたします。令和5年9月の総務委員会にて、令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における特色選抜の概要についてを説明しておりますが、先月、入学定員と島根かみあり国スポ強化指定校の追加指定が確定しましたので、それらをまとめた形で御説明をいたします。

まずは、1、各学校の選抜実施方法等についてでございます。(1)総合選抜、スポーツ特別選抜については、別表1、46ページに(2)中高一貫特別選抜については飯南高校、吉賀高校で例年どおりの内容で実施いたします。(3)一般選抜第2次募集については、別表2、47ページにそれぞれまとめております。

それでは、このページ中ほど、2、主な変更点についてでございます。(1)、令和7年度入学者選抜より、学校長の推薦を必要としない総合選抜及びスポーツ特別選抜を新たに実施いたします。(2)、その総合選抜についてでございます。全日制課程の全ての学科、36校71学科において実施いたします。総合選抜の募集人員の入学定員に対する割合や選抜の方法等については、別表1、46ページにまとめております。この44ページの①の表でございます。昨年度の入学者選抜において推薦選抜を実施しないで、今年度の総合選抜を実施する学校・学科、6校7学科をお示ししております。その下でございます、②の表には、今年度実施します総合選抜において、昨年度の推薦選抜から募集人員の割合を変更する学校・学科をお示ししております。多くの学校・学科において、募集人員の割合を増やしていることが見てとれます。③でございますけれども、選抜の方法については、面接や学力検査等の中から各校が2つ以上を指定して実施をいたします。

続いて、資料45ページでございます。 (3) スポーツ特別選抜についてであります。 スポーツ特別選抜は、島根かみあり国スポ強化指定校などと連動して実施されます。新規 に実施する競技及び学校は、資料にありますように、2校2競技でございます。令和7年 度選抜から、3競技以上の指定競技がある学校は12名以内とし、複数の指定競技がある 場合の1競技当たりの募集人員の上限は課さないこととしております。選抜方法について は、総合選抜と同様、各高等学校が2つ以上を指定して実施をいたします。

(4)、(5)、一般選抜と第2次募集については、資料47ページ、別表2を御覧ください。選抜方法と昨年度からの変更のある学校・学科はございません。第2次募集につきましては、令和7年3月14日金曜日の公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で欠員が生じた全日制課程及び定時制課程の学校・学科において行います。

資料45ページに戻ります。最後に、3、今後の予定でございます。10月上旬に各学校における県外受検生の合格者数上限を公表しまして、10月下旬までに、選抜の詳細を定めた令和7年度公立高等学校入学者選抜の実施要綱を公表、その公表を受けまして、11月上旬に各高校が募集要項を公表いたします。以下はホームページに掲載されている主な予定を記載したものであります。御覧おきください。

○福井委員長

岩田教育指導課地域教育推進室長。

○岩田地域教育推進室長

それでは、48ページをお願いします。令和7年3月高校卒業予定者の8月末時点における県内高校の全日制、定時制の進路希望状況について御報告をいたします。

1、進路希望状況等についてです。まず、進学希望者に対しましては、今年度から県内、 県外の希望状況、こちらのほうを調査いたしました。そして、令和6年度の欄でございま す。令和6年度卒業予定者数は、前年同時期に比べ136名増の5,425名、そのうち 進学希望者が4,287名で、全体の79%となり、県内、県外の希望者数は表記載のと おりでございます。就職希望者は1,120名となっており、全体の20.6%、そのう ちの県内就職希望、県外就職希望については表記載のとおりでございます。また、進学、 就職がまだ定まってなく、未定となっている者が18名おります。

続きまして、2の学校の進路指導状況でございます。

(1)進学指導、大学進学希望生徒につきましては、まずは第1志望校での一般選抜に向けて学力を伸ばすための指導を行っております。そして、最終の志望校の決定に向けまして、模擬試験の結果に一喜一憂することなく、励ましながら面談を重ね、志望校の決定に向けて指導をしている状況です。あわせて、特別選抜に向けて、大学の特別選抜といった年内の入学試験、入試を受験する生徒に対しては、最終志望先の決定に向けて面談を行うとともに、面接指導あるいは小論文、志望理由書の指導をしているところでございます。続いて、(2)就職指導でございます。ポツの2つ目、こちらは工業高校からの聞き取りでございますけれども、求人の状況を保護者にも知ってもらえるよう、求人票を学校専用のウェブサイトで閲覧できるようにしているとのことでありました。こうした、保護者の方が求人状況を把握できるということは良い取組だと思っており、こういった取組が他校のほうへも広がるよう周知していきたいと考えております。

次のページ、49ページをお願いいたします。3、新規高等学校の卒業者の就職に係るスケジュールでございます。表記載のとおり、先月の16日から、各企業等における採用選考試験が開始となっております。そして、その次、こちら参考としております、7月末現在の末日現在の島根労働局の新規高等学校卒業予定者の求人等の状況、こちらのほう、求人倍率は2.95倍で、昨年並みということで、高い水準を保っているということでございます。また、産業別でいきますと、宿泊・飲食業は昨年度のところで、新卒・一般求職者である程度の充足をさせておりまして、今年度は採用を抑えている傾向、あるいは地区別でいきますと、浜田地区におきましては、社会福祉事業所のほうで人員が充足したことにより、今年度の求人数を減らした、こういったことがあるということの報告を受けております。

教育委員会としても、生徒の進路実現がかなうよう、学校を支えていきたいと考えております。また、先ほど申しましたとおり、就職については採用選考がはじまっていることから、採用選考において不適切な事案が起きた場合、こちらは生徒へのケアとともに、学校、島根労働局、商工労働部と連携しまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

○福井委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長 (健康づくり推進室長事務取扱)

それでは、資料は50ページを御覧ください。令和7年度島根かみあり国スポ強化指定

校の追加指定について御報告いたします。令和12年、2030年の島根かみあり国スポに向けて、国スポ開催年度まで継続して長期の強化指定を行う指定校制度を昨年度創設し、今年度から選手強化に取り組んでおります。対象の指定校は、島根県高等学校体育連盟から推薦のあった競技の中から、指導者の配置や今後3年以内での全国大会での活躍が見込まれる学校などといった指定基準に基づいて、島根県競技力向上対策本部が県教育委員会と協議の上で決定することとなっております。このたび、令和7年度の追加指定を表のとおり行いましたので御報告いたします。

1つ目は、ローイング(ボート)男子の松江東高校です。松江東高校には専門の指導者が配置されており、全国、中国の各種大会にも出場しており、今後も部員の確保により活躍が見込まれております。

2つ目のソフトテニス女子の出雲北陵高校です。出雲北陵高校は、精力的に県外遠征を 実施し、近年の県内大会で団体、個人ともに1位、中国大会で3位になるなど、強化が進 んでおります。

3つ目もソフトテニス女子で、松江南高校です。松江南高校も県内の有力校で、今年度から国民スポーツ大会に向けた推進教員が配置されており、今後の活躍も見込めることから、いずれも指定校とすることが適当だと思われます。

続いて、資料 5 1 ページをお願いいたします。先ほどの 3 校を加えた指定校の競技別の表となります。全体で指定校数は 2 7 、指定競技数は 2 9 、指定部活動数は 6 7 となります。

資料52ページは学校別の表となります。また、資料53ページから55ページまでは、 島根かみあり国スポ強化指定校制度の概要を参考までに添付しております。今回、説明は 省略させていただきます。

続きまして、令和6年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績について御報告いたします。資料は56ページを御覧ください。

まず、全国高等学校総合体育大会については、北部九州の4県を中心に、7月21日から8月20日まで1か月間開催されました。表のとおり、今年もたくさんの選手が活躍をしたところです。特に今年は、優勝となった種目が6種目、入賞数が32種目と例年にない活躍が見られました。

まず、4番のホッケーですが、横田高校男子が前評判どおりの実力を見せ、見事優勝を飾りました。次に、卓球ですが、8番の出雲北陵高校の小野泰和選手が、島根県勢として初のシングルス優勝を果たしました。次に、15番の弓道ですが、出雲高校女子が団体で見事優勝を果たしました。そして、カヌーですが、毎年多くの種目で入賞しておりますが、今大会もすばらしい成績を残しております。その中でも、20番、21番の男子カヤックフォアの500メートルと200メートルの2種目で、島根中央高校の吉村颯人選手、兒島生知選手、河野賢晃選手、河野文晃選手が見事優勝を果たしました。26番の男子カナディアンフォア500メートルで、出雲農林高校の石原里海選手、飛田統羽選手、立花賢太郎選手、宮原悠煌選手が見事優勝を果たしました。

続いて、準優勝、3位について、個別には説明を省略いたしますが、柔道、カヌーの7種目で準優勝、陸上競技、卓球、カヌーの6種目で3位の成績でした。

次に、57ページを御覧ください。全国中学校体育大会等の入賞者です。主な成績につ

いては、1番の陸上競技について、出雲市立河南中学校が 4×100 メートルリレーで準優勝をしました。また、水泳高飛び込み、ホッケーの男女、卓球、バドミントンの5種目で3位となりました。

こういった中高生の活躍は、県民に感動や勇気、活力を与えてくれると考えております。 来年には中国ブロックでインターハイの開催を控えており、6年後の2030年には島根 かみあり国スポが開催予定となっておりますが、これらの大会での地元選手の活躍につな げていけるよう、引き続き関係機関と連携して、競技力向上に取り組んでいきたいと考え ております。

○福井委員長

土江社会教育課長。

○土江社会教育課長

58ページをお願いいたします。第48回全国高等学校総合文化祭等の成績につきまして御報告いたします。

1の全国高等学校総合文化祭でございますが、7月31日から8月5日までにかけまして、岐阜県内を会場にして開催され、約2万人の高校生が参加いたしました。島根県からは20校、109人の高校生が参加しております。この中で、優秀な成績を収めた入賞の状況をまとめております。

ナンバー1の放送部門の朗読部門におきましては、県立松江南高校の3年の細田真祐珠 さんが優秀賞を、また、ナンバー2の郷土研究部門のポスター部門におきましては、県立 浜田高校が優秀賞をそれぞれ受賞されております。

2の第71回NHK杯全国高校放送コンテストにつきましては、東京都内において、決勝が7月25日に行われました。この大会には、全国から1,375校の高校が参加し、島根県からは6部門に9つの高校が参加しております。この中で、入賞した学校・個人をまとめております。このうち、ナンバー1の浜田高校は、創作テレビドラマ部門において優秀賞を受賞されております。

報告事項は以上でございます。

○福井委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。 河内委員。

○河内委員

43ページの働き方改革に向けた今後の取組(主なもの)というところで、(1)の② ふるさと教育の運用の見直しによる教員の業務の削減ということで、昨年だったと思いますけども、基礎学力を補う目的で、その手段としてふるさと教育の運用を見直されたということで、各市町村の教育委員会が主体的に取り組んでいくのかなというふうに、いってるのかなというふうに思いますけども、今、その運用が見直されて、今現状どういうような状況にあるのか。また、運用の目的が、教員の働き方を見直すことで基礎学力を上げる。今日の請願にもありましたけれども、カリキュラム・オーバーロードのような状況があるということで、それも踏まえて見直されたということだと思いますけども、まだ具体的な数字とか結果が出てるのか出てないかも含めて、ちょっと現状どういうような状況なのか教えてください。

○福井委員長

十江社会教育課長。

○土江社会教育課長

まず、ふるさと教育の運用の見直しにつきましては、市町村教育委員会の皆様を通じまして、各学校あるいは各中学校区で一覧表等の点検をしていただいております。今年度中にその作業を進めていただきまして、年度末までには、どの程度確認作業が進んだかといったようなところをこちらでも取りまとめて、確認をするというふうな予定でおります。ですので、現時点で一体どのくらいの成果があったかというふうなところは、まだ私どものほうで把握している状況にはございません。

○福井委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員

すみません、同じく43ページですけども、教頭先生の支援ということで、今年度、新規であると思いますけど、たしか今年度だったと思うんですけど、調査の中で、調査物が何か180回、年間にですね。だから2日に1回、何か調査物が来ていて、教頭先生がもう本当に大変な思いされているっていうような、たしかそんなデータが出てたような気がするんですけど、教頭先生のマネジメント支援って、具体的にどんなことをされるのかということと、すみません、働き方改革リーダー養成研修で、挑戦校の実施というのは、これはどういうふうに向かわれるのか、ちょっと教えていただけますか。

○福井委員長

勝部働き方改革推進室長。

○勝部働き方改革推進室長

教頭マネジメント支援員については国の事業であります。業務内容は、教頭の業務補助であったりとか、勤務管理の事務支援であったりとか、施設管理であったりとか、保護者、外部との調整であったりとか、印刷物も含めたものもやっていただけると考えています。 国3分の1、県3分の2の補助事業であります。

リーダー養成研修の挑戦校についてですけども、先生のしあわせ研究所っていうところに委託して、働き方改革を進めていく取組であります。5回の研修で、第2回は集合型なんですけども、それ以外はオンラインです。トップダウンではなくて、やっぱり自分事として捉えるということを主な目的としていますので、推進リーダー、管理職以外の推進リーダーを養成する、全教職員でワークショップ形式で、どういうところから改善できていくんだろうかっていうような取組をやっていきます。

今年度の取組の特徴としては、講師が挑戦校に直接出向いて、ワークショップをファシリテートしてくださるというところをやっておるところでございます。

○福井委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

角委員。

○角委員

教育大綱の関係なんですけども、この教育大綱を基に、今後のいろいろな方向性を決めて、いろんな具体的に事業を進めていかれると思うんですけども、その中の2ページのところの1の(2)の望ましい生活習慣の定着というところで、学校と家庭の連携をしながら望ましい生活習慣の定着を図りますとあります。やっぱり現場の声を聞くと、今、家庭の教育力が落ちていて、本来家庭でいろんな生活習慣、身につけるべきことができていなくて、そういうことを学校に求められることが多くて、学校では本当になかなかそこまでできない部分が多々あってるという声を聞きました。この家庭の教育力を高めるっていうのはなかなか難しいことではあると思うんですが、どのようにこれを具体化していくのに考えておられるのか、また、現状、本当にどういう状況があるのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

○福井委員長

どなたがお答えになりますか。

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長 (健康づくり推進室長事務取扱)

望ましい生活習慣の定着ということで御質問がありましたけども、なかなかやっぱり家庭との連携というのは難しいなというふうに認識しております。教育委員会としましては、望ましい生活習慣ということで、各学校が主体となって、その学校保健計画というものを策定した上で、学校が組織的に対応をするということを一番の基本に置いております。その中でも、やっぱり学校だけではなかなか対応できないということがありますので、例えば電子メディアなどの使い過ぎみたいなところもありますけども、そういったところで教育委員会として事業をやっておりまして、児童生徒向け、教員向けの研修または保護者向けの研修といったようなことも実施しておるところでございます。

○福井委員長

角委員。

○角委員

今現状、そうしてやっておられることが、やっぱり保護者も、そういう学校での対応に 十分行き届いてない部分もまだまだあるような、現場の声を聞くと、そういう感じがしま す。なかなか難しいことではあると思いますけども、こういうメディア等を使った取組と か、さらに何か創意工夫して、保護者の家庭教育力を高めていくような取組をぜひ今後と も進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福井委員長

ほかにございますか。

森山委員。

〇森山委員

御説明いただきましてありがとうございました。私から3点御質問させていただければと思います。教育大綱にひもづくことで、9ページに、個性を生かし、学ぶ力を伸ばす教育ということで、さっき御説明の中で基礎学力の定着という話もありましたけども、改めてこの教育大綱で掲げていく、島根が育んでいく学力っていうものが何なのかっていうことを定義というか、定めていくっていうことがすごく大事なことなんじゃないかなと個人

的に思ってまして、今までのこのふるさと教育も含めた見直しの議論だったりとか、そういった中でも学力の議論っていうのがこの場でもされてきたと思うんですけども、改めて島根県でどういった人材を育み、どういった学ぶ力を定義して、子どもたちを育てていくのかっていうことが、改めてこの議論をしていく必要があるんじゃないかなと思ってまして、というのも、何か、今、国が定義している学力観よりも、今までの議論、僕の受け止め方かもしれませんけども、知識、技能に偏重した学力というものにどうしても偏って聞こえてくるメッセージがこの半年間から1年かけて出されているような感じがしてまして、大きくこの島根県で育てていく学力とは何なのかっていうことを改めてちょっとこの場でも聞かせていただきたいっていうのが1点目でございます。

2点目が、江津高校の新設校のことで、ちょっとこれは私の知識不足で教えてほしいんですが、普通科と地域と連携した新しい普通科っていうものが、どういう違いだったりとか、どういうものなのかっていうことがあまり分かっておらず、ちょっと改めてこの点について教えていただきたいというところが2つ目でございます。

3点目が、そのほかの委員の皆さんからも話がありました、先生方の働き方改革のことについて御質問といいますか、2つありまして、1つが、43ページの(6)の2に、校務支援システム導入に係る検討・準備というところで、(県立・市町村)って書いてあるところがどういったものか分からないんですけども、改めて、この校務支援システムを全県で統一して考えていくっていうのは、やっぱり異動した先で使うシステムが違うとか、改めて使っていくシステムを学び直していかなきゃいけないっていうことは大きな、先生方の働く上でのすごい負担感だと思いますので、そこを県全体として主導して、リーダーシップ取って、検討をしていただきたいっていうところが1点、御要望といいますか、意見として申し上げたいというふうに思います。

2つ目が、これは経済産業省がやっている未来の教室っていう事業の中で、学校のBP Rっていう、学校で行われている業務を一つ一つ見える化をして、何が捨てれる仕事で、 何が効率化できる仕事なのかっていうことを、大手のコンサルティング会社が小学校とか 中学校にコンサルタントを張り付けて、見える化して、それのレポートが令和元年度だっ たか、上がってまして、これが私、すごい、何ていうんですかね、今まで学校という現場 でブラックボックス化されてきた一つ一つの業務っていうものがすごく分かりやすく可視 化されてるなというふうに思ってまして、既に御覧になっていたら釈迦に説法な部分もあ るかもしれないんですけども、そういった分かりやすく出ているものを、何がこう、今、 各学校では効率化できて、島根県全体としては、どういった支援をすると本当にさらに効 率化ができるのかっていうことを含めて、検討を進めていただきたいなと思ってまして、 今、どちらかというと、忙しいので、支援スタッフを配置するっていうところが主な支援 メニューなのかなというふうに受け止めているんですけども、今、教育長がいろんな学校 とかを回られて、アドバイスだったりとか意見交換される中で、先生方だとか学校長の 方々が築いていくっていうことをされてらっしゃると思うんですけども、そういったこと を含めて、より抜本的な学校の中で働き方というか、先生の業務プロセスの中で無駄を取 り除いていっていくということをぜひ県に主導してやっていただきたいなと、これもちょ っと要望に近いんですけども、申し上げさせていただきたい。以上でございます。

○福井委員長

森山参事。

○森山参事(教育政策・文化財)

学力の定義の関連でお答えさせていただきます。委員のほうからは大綱のほうから御質 問いただいたんですけども、関連しますので、答申のほうでちょっと説明をさせていただ けたらというふうに思っております。資料でいいますと21ページ、ポンチ絵になります。 ここにも、左側のところで育てたい資質・能力、その中に下から人間力、学力、社会力と いうふうな表現がございます。審議会の審議の中でも、この学力をどう定義するのかとい うふうなところは御意見があったところです。その中で、実際にいただいた御意見として、 例えば宿題とかの暗記のテストがあったときに、その点数だけで子どもたちを評価するの ではなくって、そのテストに向けてどういうふうな勉強をしていくかとか、あるいは勉強 に向かう態度、意欲、そういったものも広く学力として、今は捉えられるようになってき ているというふうなお話がございました。そうすると、なかなか一般の方には分かりにく い、分かりづらいというふうなところもあって、今の21ページの資料でいいますと、広 くいえば、ここの育てたい資質・能力、全てが学力に当たるようなふうに恐らくなるんで はないかと思っております。その中でも、特に真ん中の学力のところですけども、御意見 としては、その中でも、やっぱり古典的な表現ではあるけども、分かりやすい表現で示す のもありではないかと。ただし、その説明は多少補完しなきゃいけないということで、ち ょっと先ほどの説明からは省きましたけども、資料の17ページのほうに、学びの中核を 成す学力というふうなところが審議会での意見が述べてありまして、端的に言うと、2つ の考え方があると。1つは教科学力だと、もう一つは、教科学力の延長線上のより広い学 び、それから、子どもたちが自立した学び、自ら学びを組み立てること、学びへの意欲、 こういったところも広く学力として捉えるべきだというふうな御意見がありましたので、 この辺のところをよく酌み取りながら、次のビジョンへ落とし込んでいかなければいけな いかなというふうに考えておるところでございます。

○福井委員長

吉岡県立学校改革推進室長。

○吉岡県立学校改革推進室長

委員からの御質問の2つ目、江津地域における新設校、その中で普通科系の学びに新しい普通科という形で今検討を進めているということについての、どういうものかという御質問にお答えしたいと思います。

国の普通科教育を主とする学科の弾力化に係る制度改正、これがございまして、これには例えばということで、3つの分類がされています。1つは学際的、理系、文系を超えた学際的なもの、それから地域探究的なもの、それから、3つ目として、その他ということで、情報などというような形で新しい普通科について示されました。島根県においての新しい普通科は、隠岐島前高校が地域探究型で、令和3年度から学科転換をしております。先ほど御説明させていただいた津和野高校、これが3つ目のその他の型ということで、情報の育成、今回、江津につきましては、詳しいカリキュラムは第 Π 期の検討になっていくんですけども、これまで江津高校が培ってきた地域との連携、これを発展させるような形で、よりよい魅力的な学科が設置できるであろうということで検討を今後進めていくという形になっております。

○福井委員長

勝部働き方改革推進室長。

○勝部働き方改革推進室長

働き方改革推進に関して2点お話しいただきました。1点目、校務支援システムについてですけども、4月に島根県GIGAスクール構想推進協議会っていうのを立ち上げております。県の教育長と市町村教育委員会の教育長で構成をしております。その中にも幾つか部会がございまして、校務情報化部会というところで市町村の担当者を中心に校務支援システムについて協議をしております。共同調達に向けて、市町村の意向を確認する段階でございます。システムの統一については、部会を中心に進めているところでございます。市町村によっては未導入のところがあったりとか、また、更新が迫っているところもあったりしますので、そういう市町村の状況、意向を確認しながら進めてまいりたいと思っております。

2点目、BPRについてでございます。29年の12月のところ、中央教育審議会においても3分類14項目っていうところで、基本的に学校以外が担うべき業務であるとかっていうところの分類を示されています。各学校においては、これを参考にしつつ、これはまた外部委託であるとかサポート人材っていうところで進めていただいているところでございます。学校現場の教職員が、一体何に、困り感を持っているのかっていうところのやっぱり実態把握がとても必要だと思っておりますので、今現在進めておりますが、持ち帰り仕事でありますとか、ワーク・ライフ・バランスのところは、今ひもづけの調査を進めておりますので、その結果を踏まえた上で、また今後の取組については考えていきたいと思っております。

○福井委員長

森山委員。

○森山委員

ありがとうございました。2点目と3点目に関しては、御説明いただきましてありがとうございました。ぜひ3点目の働き方改革のところは進めていただければと思いますし、さっき田中委員から御質問があった挑戦校について、すごくいいなと思ったので、いろんなところで広がれるようなことも含めて、ぜひ検討いただければと思います。

最初の島根の学力というところなんですけども、大綱と答申っていうものの関係性っているものがどういうものになるのですか、すみません。

○福井委員長

森山参事。

○森山参事(教育政策・文化財)

島根県教育大綱につきましては、島根県、県の教育の大きな方針として知事が定める、 予算編成権であるとか条例提案権を持っている知事が、ほかの部局の施策とも併せて考え ながら定める教育の大きな方針、教育ビジョンにつきましては、教育委員会が定める県の 教育振興計画、それを教育ビジョンというふうに言っております。これを、今年度末で計 画期間が終わりますので、今、審議会に諮問した内容が、答申が返ってきたと。このたび は、その答申の内容を御説明させていただきましたので、県の計画を今からつくるという ことになっております。

○福井委員長

森山委員。

〇森山委員

ありがとうございます。であるならば、改めてになるんですけども、この大綱というものにおける基本理念だったりとか基本方針の個性を生かし学ぶ力っていうところに、この答申で書かれている、先ほど御説明いただいた、3ページにある育てたい資質・能力等々、物すごくこれ、大事なことが書かれているような気がしていて、何かその大事な部分が大綱の中に反映されているのかどうかっていうところが、学力の定義も含めて、何かもう少しそこら辺がうまく反映されていくといいんじゃないかなと個人的に思いました。以上でございます。

○福井委員長

森山参事。

○森山参事(教育政策·文化財)

教育大綱につきましては、やはり知事が定める大きな方針というところでございます。これに基づいて、教育委員会なり関係する部局がそれぞれの定める計画、教育委員会でいえば教育ビジョン、例えば子育ての関係でいえば、健康福祉部が今こども計画をつくろうとしておりますけども、そういったところに具現化していく、落としていくというふうな手順になりますので、あくまでも大綱は大まかな柱になるものであるというふうに考えていただいて、ちょっとボリューム感的には、芯は捉えていると思いますので、そのように考えていただければというふうに思っております。

○福井委員長

森山委員。

〇森山委員

御説明いただきましてありがとうございました。全体の部局に関わる大きな方針だからこそ、島根県として、先ほど御説明なさったような、大事にしたい学力っていうものをうまくその文言化して反映しておかないと、すごくこの大きな育てたい学力観の中のこの部分だけ切り取られて、大綱の文言として落とし込まれているように印象を受けたので、何か、全体の部局に係ることであれば、なおさらそういった表現も含めて検討をしていく必要があるんじゃないかなということを今の御説明を聞いてみて感じました。以上でございます。

○福井委員長

ちょっといいですか。答申はビジョンを策定するために出していた答申ですよね。だから、大綱のための答申じゃないというふうに私は委員長として思っていますが。答申は大綱に対しての答申じゃなくて、ビジョンに対しての答申ですよね。それからさらに、また大綱に戻せっていう話なんですよ。

森山委員。

〇森山委員

大綱に戻すというか、大綱があって、ビジョンがあるじゃないですか。それも含めて、 島根県で育んでいく学力とは何かという問いを投げさせてもらったときに、先ほど教育ビ ジョンの答申のことに触れて御説明をいただいたので、それはすごく大事なことが書かれ てるなというふうに思いまして、であるならば、なおさらその最上段にある学びというもの、さっき御説明されたものをここにもちゃんと入れておかないと、全体のいろんな教育施策に、大綱に反映されないんじゃないかという問題でございます。

○福井委員長

野津教育長、何かございますか。

○野津教育長

制度的には御理解いただいたとおりでございますけども、大きな知事の指示を我々がどう具現化していくかっていうのがビジョンであります。ビジョンは大変な大冊になります。教育委員会として実際に行う教育というのはビジョンに基づきます。島根創生計画があって、その内数に教育大綱があって、その内数で大綱の具現化としてビジョンがあります。実際にはビジョンでものを語ることになりますので、ビジョンに反映したいというふうに考えております。

○福井委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、教育委員会全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。 五百川委員。

○五百川委員

森山委員の質問に関連いたしますけれども、宍道高校、これの存在価値というのは私も 十分認めてます。ただ、何となく分からんのが、子どもが減ってきてるのに、要するに増 える傾向にある。宍道高校に教育委員会から話を聞くと、いやあ、幼児教育、児童教育の 中で十分情操教育っちゅうものをやっとるはずだと、こう言ってるんだけども、やはり宍 道高校じゃないけれども、受皿をつくるっていうこともそらあ大切なことだと思いますよ、 対症療法で。だけども、なぜこういうような現象が起こってるのかっていう、その本質論 が、本物の教育っていうのはそこじゃないかと私は思っとるんですよ。要するに、情操教 育が、いわゆる情操感のない、なくて、学力の優秀な人っていうのは怖いんですよ。だけ ども、情操感が豊かである子が、仮にあまり学力は優秀じゃないということがあったとし ても、私は決して変な方向には行かないと思いますよ。世の中でも変な存在にはならんと 思ってるんですよ。私は、まずその部分のベースを固めるべきだと。前から教育長へ言っ てますけども、要するにやってるんだっていうことを言われるけども、現実問題として、 現象面ではだわね、こういう形になってきてる。全てが今私が言ったところに原因がある かどうかは分かりませんけれども、やはり今後、本当に日本の、あるいは島根の将来を考 えたときに、この部分にメスを入れないと、私は恐らく相変わらず、ただ勉強をやりなさ い、何とかとか言っとるいう、言葉はいろんなこと言っとるけども、本質的に本当に島根 を愛する、日本を愛する、そういう子どもが私は育つだろうかな、そう思ってます。私は、 そこからはじまるべきだと思いますけどね。

だけど、今話ししてると、そういう話をすると、分かったことだと、こう言われますけども、大体話を聞いてると、階段でいうならば1段目は飛び越えて、2段目からやっていく。だけども、1段目をきちっとやらないと、私は非常にこれが重要だと思うんですよ。これができて、その上で学力とか、絵とか、あるいはスポーツとかができると。そういう

ことは、これは分かり切ったことなんだと、いや、そのとおりですよと言うんだけども、 そうなってないから、宍道高校の子どもが皆そういう原因だっていうことは言わない。た だ、そういう子どもたちが増えているとするならば、やはりその部分をもっと教育委員会 として掘り下げて、どこに原因があるのか、今後どういう対応策があるのか考えてみるべ きだと思いますが、教育長、いかがですか。

○福井委員長

野津教育長。

○野津教育長

どこまで掘り下げるかと、一つは生物的な問題がどこまであるのかというところにあると思いますが、それは教育上なかなかできないので、我々が今、私も4年目に入りまして、現場に出ながら考えているのは、やはり幼小連携部分、ここの組立て、関わり方が重要と考えています。本当は子どもが生まれて、親御さん、保護者の方が家庭で生まれたときから温かく育てるとか、声をかける、抱き締める、生物として、親子関係として基本的な部分をしっかりやっていくのが大きなセーフティーネットだと思います。ただ、現実に御両親が両方働いておられる場合で、関わる時間が基本的に短くなるようなこともありますし、そもそもお話にありましたように、家庭の教育力が落ちていると、子どもの接し方がそもそも分からない、あるいは意図的に関わらないような場合もあります。

今議会、答弁でも少し言いましたけど、平面画面ですよね。スマホなりゲームなりという平面画面の障害っていうのが、立体感のない、あるいはコミュニケーションが取れない時間が長くなる原因になっている。立体感がないので空間認識が取れない。そのことが、勉強が分からない、ついて行けない、負担になる、精神的に参ってしまうというようなこともあります。そういった小さいときに身につけるべき、いわゆる学力、教科の学力でない質感、量感といった部分。例えば例の椅子の問題なんかも、4脚で7キロだから、40脚だったら70キロです。あと8脚足すだけです。そうすると、決して7×48の、そんな、300キロぐらいな話にはならない、量感が身についてないといけないわけです。明らかにおかしいという、そういった部分が今は身についてない子どもが多い。

だから、反対に、向かい合った人の右左、分からないお話しをしましたけど、本当にデータ的にたくさんあって、本県だけじゃなくて、他県のサンプル調査なんかでもたくさんある。それは、やっぱり向かい合って人と話さないからです。鏡の世界って、線対称です。自分の右手が挙がったらこっちが上がると。しかも、自分が右手を挙げるから、上がったほうが右手、線対称は分かるけど、人でやったときは点対称になるわけですから、右っていったらこっち側になる。この経験不足といいますか、そういったことの一つ一つの積み重ね、生活の一つ一つの積み重ねがやっぱり子どもの育ちに影響している。例えば、握力が弱いのは、実際、水道をもうひねらなくなる、雑巾を絞らなくなる、生活は便利だ。足首が弱いので、走ってカーブで曲がれない。足首が弱いのは、まず、バランスが取れないのもありますけど、正座しない、和式トイレでしゃがまないという、足首のこの鍛えが日常的にできてない。握力が弱いのもそう、握ることをしない、思い切り握って回すことをしない。テレビのチャンネルがこうしていた世代から見ますと、そういったことを日常的にしない。そういったことはたくさん要素があって、個々の家庭がどうだとか状況は分からないですけども、やっぱりそういったところを一つ一つ見つけて直していく。

学校はやっぱり発見の場でありますので、今、右左が分からない子っていうのを、さっき言った向かい合った子の右左は分からないけど、本人に聞けば、右左分かるねって言ったら分かるんですよ。正しいんですよ。自分の右左は分かっている、そこで終わってしまって、分かっている前提で次に物を進めると、実はもう1段階あって、次の段階の向かい合ったところ、点対称は分からないと。そこが、今までなかなか気がつかなかったと。そういったところを気がつくように、新しく取り組んでいきましょうという話と、幼児期からのところに我々も参加して、伸ばしたい、伸ばしてほしい能力、あるいはやってきたことを受け継ぐ、小学校として受け継ぐということを、これもしっかりやっていく。

最初から幼小連携っていうのは、ずっと3年、4年ぐらい前から力入れて取り組みはじめていますけど、なかなか大きな世界、そして教育委員会でないテリトリーのところをやっていかないといけないと。時間かかりましたけど、やっと全体的に御理解をいただいて、関係者が取り組める雰囲気になってきたし、今取り組みはじめている。そういった、みんなで取り組んで、結局家庭でやってほしいんだけど、やってない部分は周りの大人がやるしかないので、それが地域だったり、学校、保育所だったりするので、そこをやりながら伸ばしていくということをしっかり今から取り組んでいきたいというふうに思っています。時間がかかります。それより前の段階がやはりできてない、もっと、乳児の頃からですね、できてない部分に対して、やっぱり後付けでフォローしていくしかない、もう子どもの時間は遡れないので、今ある状態を何とか周りの大人でフォローして育てていくと。こういうことをやっていきたいと思っています。その中で、やっぱり心の成長もあり、それは人との触れ合い、温かい心の触れ合いだったり、人を思う気持ちだったり、そういったことを含めて、新しい取組に進めていきたいというふうに思っています。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

大体分かりました。ただ、要するに家庭の教育力が下がってるということが、ある面では学校へ持ってこられてもなかなか対応できないと、忙しいし。極端だけども、ただ、言いたいのは、日本の社会っていうものを考えたときに、要するにそういう、今そういう状況なんだよね。そういう状況の中で、じゃあ、誰がどうするんだという問題だ。だから、今後、教育委員会としてその部分について、今後どういうふうなやり方があるか、そういうことを十分に研究すべきだと思うけどね。どげに思う。

○福井委員長

野津教育長。

○野津教育長

おっしゃること考えていて、一つ一つの政策、もちろん予算が必要ですので、お認めいただく前に、要求ができるか、編成できるかどうかというところが、予算案に盛り込めるかどうかというところが、まずその一つ手前にあるんですけども、予算編成権を持つ方とよく議論をしながら、決して理解がないわけではないので、よく説明して、予算もつけてもらう。そして、はじめに言いました、やっぱり教員に子どもと向き合う時間をつくるために働き方改革をやっている、間違いなくそれはやっています。授業時数を標準より多く

やっているか、ほとんど多くやっている状況があるので、標準を下げるために学習指導要領を見直さないとそれ以上は下がらないので、それも長い意味で下げてほしいという要望もしつつ、なので、できるだけ学校に負担をかけないように、照会ものは極力しないように、私のところで外からのリクエストはブロックさせて、できるだけブロックさせていただいているということも御理解いただければというふうに思います。

○福井委員長

五百川委員。

○五百川委員

言われることはよく分かりました。だから、学習指導要領というものを意識してやられておると思いますけども、しかし、私が言いたいのは、島根県のこの現状を見たときにね、やっぱり島根型を考えるべきじゃないかと思って、もっと。やっぱりそういう指導要領はそれはあるだろうけども、何もその法律に全てに従わなくちゃいけないわけでない、中で島根型を考える分があっていいと思うんだよね。そういう姿勢が私は必要じゃないかと、言っておきます。

○福井委員長

答弁いいですね。

五百川委員。

○五百川委員

答弁いい。

○福井委員長

分かりました。

ほかにございますか。

それでは、以上で教育委員会所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

[執行部入替え]

○福井委員長

ここで10分間休憩を取りたいと思います。午後3時から再開しますので、よろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

○福井委員長

それでは、委員会を再開します。

これより警察本部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、警察本部長の挨拶を受けます。

丸山警察本部長。

○丸山警察本部長

一言御挨拶申し上げます。

吉野副委員長、そして総務委員会委員の皆様方にあられましては、平素より警察業務各般にわたる御支援、御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度から進めてまいりました出雲警察署の新庁舎の事業につきましては、 おかげさまで来月、11月末に竣工を予定いたしております。これまでの間、皆様方から 多大なる御支援、御協力を賜りましたことにつきまして、この場をお借りして厚く御礼申 し上げます。

この新庁舎の概要等につきましては、この後、警務部長から御報告させていただきます。 本日、この委員会におきましては、条例案1件、そして予算案1件の御審議を予定して おりますが、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○福井委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された警察本部に係る議案は、条例案1件、予算案1件です。

それでは、条例案の審査を行います。

第121号議案について、執行部から説明をしてください。

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

それでは、第121号議案、島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。

まず、1の改正理由について御説明いたします。地方警察官の定員につきましては、警察法の定めにより、警察法施行令において、各都道府県の治安情勢等を踏まえた最低基準が定められております。このたび、令和6年4月1日付で政令基準が改正されたことに伴い、条例定員の改正を行うものであります。

次に、2の改正の概要について御説明いたします。まず、政令の改正内容についてでございますが、島根県警察の定員基準について、3人の増となっています。改正理由を端的に申しますと、令和5年度からはじまった地方公務員の定年延長に伴う新規採用者の平準化のための特例措置となります。

定年延長制度について、令和14年度から定年65歳となりますが、一度に引き上げるのではなく、令和6年度から令和14年度まで、2年に1歳ずつ、段階的に65歳まで引き上げていく仕組みとなっております。

退職者と新規採用者数との関係を具体的に御説明します。従来ですと、令和5年度の退職者数を令和6年度に採用していく計画としていますが、定年延長により令和5年度は定年退職者がなく、令和6年度に61歳の定年退職者が発生し、退職者数に上乗せされることとなり、翌年、7年度の採用予定者数が増加します。この2年に1回発生する退職者数のボリュームの山と谷が採用者数にも影響し、将来の職員構成の山と谷となる影響を緩和し、組織運営の安定化を図るため、令和7年度の採用定数を2年で平準化し、令和6年度にも採用できるよう特例的に措置されたものであります。

今回の特例措置は令和6年度に限ったものでありまして、次は2年後の62歳定年退職者が発生する令和8年度にも同じ措置がなされるかは現時点では決まっておりません。

3人という人数の根拠につきましては、令和5年度の夏に実施されました総務省調査に基づくものであると考えられます。島根県警察では、この調査において7人を定年延長による増員数とみなして回答してます。この7人を令和6年度、7年度の2年で平準化すると3人となります。

続けて、条例の改正内容についてでございますが、1,512人にプラス3名で1,5 15人としており、階級は新規採用者の確保のための改正でありますので、初任階級の巡査を3名増員しています。政令も同じく巡査に割り振られております。

最後に、3の施行期日ですが、議会で御承認いただければ、県報登載により条例公布となりまして、スケジュールでは10月18日の金曜日を予定しております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福井委員長

以上、説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。 それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第121号議案について、原案のとおり可決すべきものとすること に御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第121号議案については、原案のとおり可決すべき ものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第103号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

それでは、第103号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算(第4号)につきまして御説明いたします。お手元の資料、令和6年度警察関係9月補正予算(第4号)説明資料を御覧ください。

警察関係予算として、総額4,585万2,000円の減額補正をお願いするものです。 補正予算の内容は、一般職給与です。

警察本部費の欄を御覧ください。本年度当初予算では、令和5年12月1日時点の人員 の給与等を基に年間所要額を算出していましたが、補正予算では、本年7月1日時点の人 員の給与等による精査を行った結果、減額補正をお願いするものであります。

令和6年度9月補正予算の内容につきましては、以上のとおりでございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第103号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明してください。

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

それでは、出雲警察署新庁舎の概要及び竣工等の日程について御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

出雲警察署整備事業は、現庁舎、昭和57年建設の狭隘化、機能不足が顕著であることから、現庁舎を最大限活用しつつ、不足している機能を充足するための新庁舎を現庁舎に隣接して建設する。警察署各課の事務室、相談室、留置施設などの警察署機能は新庁舎に移転し、運転免許関係窓口や道場、倉庫などは現庁舎を引き続き活用するというものでありまして、令和3年度から整備を進めていたところでございます。このたび竣工の運びとなりましたので、庁舎の概要等について御説明いたします。

はじめに、新庁舎の概要についてであります。庁舎の所在地は、出雲市塩冶有原町2丁目19番地で、現庁舎の北側に建設しています。敷地面積は現庁舎を含めて約1万1,500平方メートル、建物は鉄筋コンクリート造り地上4階建てで、延べ面積は約4,000平方メートルです。新庁舎の特徴は、警察署機能の強化として事務室や相談室、留置施設等に必要な面積の確保や設備を整備したこと、来庁者の利便性に配意し、バリアフリー化や窓口業務を担当する課を1階に配置したことが挙げられ、地域の安全と安心の拠点であると同時に、災害時における防災拠点としての役割を果たすため、耐震強度の割増しや非常用発電機の屋上配置による浸水対策を講じ、耐災害性を強化した施設となっています。建設工事費は約26億円となる見込みです。

次に、竣工等の日程についてです。当初、新庁舎建設工事の竣工は令和6年8月末を予定していましたが、昨年の基礎工事の際、安全対策として湧水対策工事の施工範囲を追加したことの影響もあり、工期が3か月延長となり、11月29日に竣工予定となりました。庁舎竣工後、建物の引渡しを受けた後、本年12月21日の午前中に落成式を執り行うこととしております。その後、年明けの1月11日から1月13日にかけて、執務室の移転作業を実施、翌日の1月14日午前8時半から新庁舎での業務を開始することとしています。なお、現庁舎につきましても引き続き有効活用するため、新庁舎の移転後に改修工事を行うこととしています。

新たな庁舎の建設により、出雲警察署の機能が一層強化され、「県民とともに創る日本 一治安の良い「しまね」」の実現に向けて、県民の皆様の期待に応えてまいりたいと考え ております。

以上、御報告いたします。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。 五百川委員。

○五百川委員

質疑というか、4,500万円のマイナス補正ですね。大体もう、しつこく私は言っとるんだけども、警察は金がない、金がないってすぐ言われるんですよ、県警は金がないと。そらあ、理由を記せとは言わんけども、これを何とか、金に色がついとるわけじゃないから、金がなけにゃ、今の4,500万円使えばいいと思うんだけどね。要するに、県民が求めておるのは、警察が金を絞って、余剰金を出すっていうことじゃないんですよ、強い

警察をつくってもらいたい、県民をきちっと守ってくれる警察をつくってもらいたいと思ってるわけだから、そういう面ではやっぱり、せっかく予算ついとるわけだから、それ使い切ったがいいと思うんだけどね。どうですか。会計法の問題あるだろうけど。

○福井委員長

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

御指摘いただきまして、予算の関係でございますが、今回も4,585万円の減額補正ということでございまして、御承知のとおり、警察予算は突発で発生する事件、事故に対応するため、各種経費を対応しておりまして、可能な限りその差額を、執行との乖離を少なくするように努めているところでございますが、どうしても一般職給与費などにつきましては、なかなか流用がほかのところに難しいこともございまして、御指摘もいただいたところでございます、引き続き、何とか治安維持に関して特にしっかりとやっていくように引き続き努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○福井委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員

先ほど、現庁舎有効活用って、何か決まっておりますか。

○福井委員長

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

現庁舎につきましては、運転免許関係の窓口でございますとか、それから倉庫ですとか、 それから警察官の訓練を行う術科の道場なんかもございますので、そういったものも有効 活用しながら、現庁舎、新庁舎、引き続き両方を効果的に運用してまいりたいと考えてお ります。

○福井委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、警察本部全般に関し、委員の皆様方から何かありましたらお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、以上で警察本部所管事項の審査及び調査を終了いたします。 執行部の皆様、お疲れさまでした。

[執行部入替え]

○福井委員長

それでは、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局の所管事項について、審査を行います。

なお、執行部の出席は求めておりませんので、御了承願います。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された3事務局に係る議案は、予算案1件です。

第103号議案のうち3事務局関係分について、お手元の資料のとおり、いずれも人件 費に関する補正であり、内容はそれぞれ右側の概要欄のとおりです。

よろしいでしょうか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第103号議案のうち人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会 事務局関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

それでは、以上で人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局の審査を終了します。

委員の皆様は、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

続いて、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について、御相談します。

今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事柄等があれば、御意見をお願いします。 それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、調査テーマのまとめについて御相談します。

当委員会では、令和5年度から「地域を担う人材の育成に向けた大学との連携」をテーマに調査活動を行ってきましたが、令和6年11月定例会において、委員長報告としてまとめたいと考えております。

本日は、委員長報告に盛り込む内容について、御協議いただきたいと思います。

タブレットに骨子(案)を載せておりますので、事務局から説明させます。

杉原書記。

○事務局(杉原書記)

では、御説明いたします。総務委員長報告の骨子(案)について、要点の説明をいたします。

まず、構想は調査テーマ、序文、検査結果、意見、要望の4項目としております。

まず、1ページ目、調査テーマは「地域を担う人材の育成に向けた大学との連携」であります。

次に、2、序文では、調査の趣旨として、持続可能な地域づくりに向けて、主体的に地域の課題を解決しようとする人材の育成が重要であること。そのための施策の検討に生かすため、地域を担う若者を育成する取組等について調査を行ったものを記載しております。

続いて、3、調査結果につきまして、4つの項目でまとめております。1つ目が各大学の県内就職等の状況について。めくって、2ページ目に2つ目、地域と連携した大学の取組について。3ページ目に3つ目、高大連携により実施している大学の取組について。4ページに4つ目、他県の取組について記載をしており、この4つの観点を調査の結果としてまとめていく予定でございます。

最後に、意見・要望につきまして、本委員会として4点ございます。お手元の5ページ目になります。1点目が、大学と企業との連携強化。長期実践型キャリア教育の一層の充実や、大学と一体となってインターンシップの質の向上に取り組むことで企業の採用力向上につなげる等、大学と企業との連携を強化すること。あわせて、県外大学との連携を強化し、島根に戻りたい学生に対して、県内企業や地域に触れ合う機会を積極的に提供することで、Uターン就職のさらなる促進を図ること。そして、こうした取組が県内の多数を占める中小企業でも行われるよう、県として強く支援していくこと。また、しまね産学官人材育成コンソーシアムについて、より多くの企業が参加し、これまで以上の成果が得られるよう今後も取組を推進していくこと。

2点目が、高大連携の推進。島根県立大学において、サテライトキャンパスを拠点として、高校生のキャリア教育や地域の課題を解決するための実践的な教育を提供することにより、地域を担う人材の育成に大きく寄与している事業を参考に、大学と自治体、高校等の関係団体の連携を強化するとともに、取組を積極的に横展開していくなど、高大連携を強く推進していくこと。

3点目が、地域産業を担う人材育成の支援です。金属材料分野の高度専門人材を育成するため、島根大学に設置された次世代たたら協創センターや材料エネルギー学部と県内企業との連携強化を図るとともに、企業の研究機関等の中核を担う高度な専門知識を習得した人材の育成に向けた大学の取組や、県内で育成した人材の雇用を確保するための取組に対して一層の支援を行うこと。

4点目、専門人材の県内就職の促進。専門人材の確保は、地域の発展や持続可能な地域づくりを行う上で喫緊の課題であることから、様々な専門分野における人材の県内就職を目的とした県内外の大学や専門学校との効果的な連携方法について、必要な検討を進めていくこととしております。以上でございます。

○福井委員長

この骨子(案)を基に、委員長報告を作成したいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

よろしいですか。

それでは、この場では特に賛同いただきましたけども、今後、もしございましたら、10月7日月曜日までに、私までお知らせいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

なお、次回の委員会は、11月定例会2日目、11月26日火曜日の全員協議会終了後に開催し、委員長報告案について協議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、 委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。

次に、閉会中の継続審査及び調査事件についてですが、お配りした案のとおり、議長に 申し出ることとしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、その他でございますが、7月30日から8月1日に実施しました県外調査の概要 をタブレットの総務委員会委員間協議に載せておりますので、また御覧いただきたいと思 います。

本日の予定は以上ですが、ほかに何かございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○福井委員長

それでは、これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。ありがとうございました。